

令和 7 年度（延期分）
八丈島一般廃棄物管理型最終処分場
運営協議会

令和 8 年 7 月 8 日

令和 7 年度（延期分） 八丈島一般廃棄物管理型最終処分場運営協議会

日時：令和 8 年 7 月 8 日(水)

午前 10 時 00 分から午後 0 時 00 分まで

場所：八丈町役場第一会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 主催者挨拶

3 委員紹介

4 議 事

- (1) 台風災害状況及び復旧状況等について
- (2) ご質問及びご要望に対する回答について
- (3) 令和 8 年度の運営協議会開催について

5 施設見学（中止）

6 閉 会

八丈島一般廃棄物管理型最終処分場
台風被害の復旧状況および今後の運用方針について
(案)

東京都島嶼町村一部事務組合

1.概要

1－1 台風災害の概況

令和7年10月8日夜から9日にかけて、台風第22号が非常に強い勢力を維持したまま伊豆諸島(八丈島・青ヶ島)に接近・上陸した。また、被害が収束しない中、その直後に台風第23号が伊豆諸島に接近し、八丈島は再び暴風雨に見舞われた。

八丈島気象庁観測地点では、

- 24時間雨量:337.5mm
- 時間雨量:92mm(猛烈な雨)
- 最大風速:34.0m/s
- 最大瞬間風速:54.7m/s

を観測し、記録的な大雨と暴風に見舞われた。

この影響により、島内各所で土砂崩れ・倒木が多数発生し、道路・電力・通信などの生活基盤に甚大な被害が生じた。特に山間部を中心に交通網が広範囲で寸断され、島内の物流・廃棄物処理にも深刻な影響が及んだ。

1－2 島内の被害状況(生活基盤・インフラ等)

台風第22号および第23号の連続した暴風雨により、八丈島全域で道路・電力・通信などの生活基盤に大きな被害が発生した。

特に以下のとおり、処分場の運営に影響を及ぼすインフラ被害が顕著であった。

【道路被害】

主要道路や山間部の路線で多数の土砂崩れ・倒木が発生し、島内の交通網が広範囲で寸断された。処分場へ至る道路も複数箇所不通となり、復旧に長期間を要する状況となった。

【電力・通信障害】

倒木や設備損傷により、島内各所で停電・通信障害が発生した。処分場でも停電が長期化し、施設機能の停止が続いた。

【物流・物資供給への影響】

港湾・空港の欠航が相次ぎ、生活物資や燃料の供給が不安定となった。廃棄物処理に必要な資材調達にも影響が生じた。

これらの被害により、島内の生活環境は大きく制約され、処分場の復旧作業にも長期的な影響が及んだ。



ホーム > 各種データ・資料 > 過去の気象データ検索 > 日ごとの値

日ごとの値

一覧表 グラフ 見出しの固定 メニューに戻る

主な要素 詳細(気圧・降水量) 詳細(気温・蒸気圧・湿度) 詳細(風) 詳細(日照・雪・その他) 詳細(N時間降水量) 詳細(N時間降雪量)

前年 前月 前日 翌日 翌月 翌年 月ごとの値 旬ごとの値 半旬ごとの値 日ごとの値

八丈島(東京都) 2025年10月(日ごとの値) 主要要素

日	気圧(hPa)		降水量(mm)			気温(℃)			湿度(%)		風向・風速(m/s)				日照時間(h)	雪(cm)		天気概況		
	現地	海面	合計	最大		平均	最高	最低	平均	最小	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		降雪合計	最深積雪 値	昼 (06:00-18:00)	夜 (18:00-翌日06:00)	
	平均	平均		1時間	10分間							風速	風向	風速						風向
1	993.3	1010.7	0.0	0.5	0.0	23.9	27.1	21.3	82	67	3.5	6.9	西	12.7	西南西	6.5				
2	998.5	1016.0	--	--	--	23.7	27.7	20.1	81	59	1.6	3.4	南西	5.9	西南西	8.8				
3	1001.8	1019.4	11.5	11.5	4.5	23.6	27.7	21.0	82	63	4.8	8.8	東北東	14.1	東北東	0.8				
4	1000.0	1017.5	7.0	4.0	2.5	23.3	26.8	22.1	89	71	4.1	7.6	東北東	12.8	東北東	1.9				
5	995.2	1012.6	0.0	0.0	0.0	24.7	28.2	22.6	91	77	3.2	5.7	東北東	8.7	東北東	6.1				
6	993.6	1010.9	0.5	0.5	0.5	25.5	30.4	22.9	90	71	3.3	8.2	東北東	12.8	北東	7.5				
7	996.5	1014.0	71.5	13.5	3.0	22.9	24.6	21.9	98	88	10.8	13.9	東北東	21.3	北東	0.1				
8	992.6	1009.9	93.5	16.5	6.5	25.6	28.9	23.2	97	84	5.3	13.5	北東	24.9	北東	0.6				
9	985.3	1002.6	337.5	92.0	17.0	22.5	25.7	20.4	87	69	15.7	34.5	北北東	54.7	北東	4.6				
10	1000.5	1018.1	--	--	--	22.4	25.1	20.5	76	65	4.5	9.3	北東	13.5	北北東	0.8				
11	998.7	1016.3	31.5	16.0	5.0	22.5	23.8	20.8	91	77	3.8	9.0	南南東	16.0	南	0.0				
12	994.5	1011.9	14.5	12.0	4.0	24.6	26.4	22.7	98	88	4.2	6.8	南	13.3	南	0.1				
13	986.5	1003.8	131.5	44.0	11.0	23.5	26.5	21.4	95	86	7.5	16.2	北東	31.6	東北東	0.3				
14	999.2	1016.8	0.0	0.0	0.0	22.3	25.6	21.0	84	68	5.5	8.3	北東	11.9	北東	4.3				
15	1001.1	1018.7	28.5	10.0	5.5	21.7	23.0	20.7	96	83	5.5	10.3	東	14.8	東北東	0.0				
16	999.7	1017.2	6.0	3.5	3.0	23.4	25.4	22.5	96	86	3.5	6.9	北東	10.8	北東	1.0				
17	1001.6	1019.1	0.0	0.0	0.0	23.4	25.4	21.3	82	67	6.9	13.1	北東	19.6	北東	7.1				
18	1001.9	1019.4	1.0	1.0	0.5	23.4	27.0	19.4	81	60	3.9	7.7	東	15.4	西南西	7.7				
19	1000.5	1018.0	0.0	0.5	0.0	24.2	28.2	21.3	88	71	3.1	5.8	北北東	8.5	東北東	6.7				
20	999.3	1016.9	10.5	9.5	4.5	22.7	24.6	20.8	95	86	3.8	6.2	東北東	9.4	西南西	0.0				
21	1002.3	1020.1	29.0	6.0	5.5	20.5	22.4	18.8	97	88	9.5	13.4	北東	21.3	北東	0.0				
22	1002.6	1020.5	65.0	10.0	4.0	18.7	20.5	16.6	98	87	12.1	15.4	北東	24.6	北東	0.0				
23	1002.8	1020.7	25.0	12.5	4.0	18.7	19.7	16.5	95	80	9.5	13.8	北東	21.3	北北東	0.0				
24	1002.9	1020.8	64.5	18.0	6.5	19.3	20.7	18.0	96	78	6.3	8.6	東北東	14.4	東北東	0.1				
25	1001.4	1019.1	6.0	2.5	2.5	22.0	25.2	19.6	86	73	3.7	7.4	東	14.1	東北東	0.2				
26	991.4	1008.9	54.0	33.5	14.0	22.4	25.2	20.8	95	83	4.3	8.4	東	16.2	東南東	0.1				
27	993.0	1010.6	0.0	0.0	0.0	20.4	23.5	18.1	75	61	4.3	6.7	西	13.7	西	9.2				
28	1000.6	1018.6	--	--	--	17.6	20.1	15.9	63	48	3.9	6.7	西北西	13.0	西北西	5.8				
29	1004.5	1022.6	10.5	4.5	2.5	17.4	18.5	16.0	88	63	8.2	13.4	東北東	21.1	北東	0.0				
30	1004.7	1022.7	9.0	5.5	2.0	18.9	22.0	15.5	77	58	9.6	14.1	北東	21.9	北東	2.5				
31	996.6	1014.2	19.5	7.5	3.0	21.5	24.0	19.6	83	70	6.3	10.8	南	23.0	南南西	0.5				

※ 値の記号の説明

※ 最大1時間降水量は、上記の1分単位の統計とは別に10分単位の統計も行っています。この値は「詳細(N時間降水量)」で確認できます。

出典:気象庁「八丈島観測地点における観測データ」

1－3 処分場の被害状況

台風第 22 号および第 23 号の連続した暴風雨により、八丈島一般廃棄物管理型最終処分場では、施設機能の停止を伴う重大な被害が発生した。

主な被害状況は以下のとおりである。

① アクセス道路の寸断（最も重大な影響）

台風第 22 号および第 23 号の連続した暴風雨により、処分場へ至る主要道路では土砂崩れや倒木、路肩の崩落が相次ぎ、複数箇所では通行が完全に途絶した。また、台風第 22 号で崩落した箇所が台風第 23 号の影響で再び崩れるなど、復旧作業が大幅に遅れる状況となった。

このため、焼却灰等の一般廃棄物を処分場へ搬入することができず、埋立処理は長期間にわたり中断を余儀なくされた。搬入停止が長期化した結果、八丈町では災害廃棄物処理と重なる形でクリーンセンター内の仮置き場が圧迫される状況となった。また、他村においても、クリーンセンター敷地内に新たな仮置きスペースを確保するなど、広域的に負荷が生じた。

写真 1：登龍道路(末吉側ルート)被害状況

写真(撮影：2025 年 10 月 17 日)



写真 2: 登龍道路(三根側ルート)被害状況
写真(撮影:2025 年 10 月 17 日)



② 停電による施設機能の停止

暴風雨に伴う電力設備の損傷により、処分場では台風通過後から停電が発生し、排水処理設備や計量設備、監視・管理システムなど主要機能が停止した。停電期間中、11 月および 12 月には東京電力による発電機車が設置され、一時的に送電が行われたことで、場内設備の点検や最低限の機能確認を実施することが可能となった。しかし、発電機車による送電はあくまで仮稼働であり、安定的な処理運転を行える状況ではなかった。

その後も本復旧には時間を要し、電力の完全復旧は令和 8 年 3 月 17 日となった。この間、処分場は通常の埋立処理を継続できず、施設としての本格稼働は長期間にわたり停止した状態が続いた。

③ 場内設備の損傷

暴風雨の影響により、場内では窓ガラス 1 枚の破損やフェンスの一部損傷、倒木や枝の散乱といった軽微な物的被害が確認されたものの、施設全体としては大きな構造的損傷は生じなかった。

ただし、停電が長期間続いたことにより、排水処理設備や監視・管理システムなどの主要機能は稼働できず、施設としての運転は停止せざるを得ない状況であった。

写真 3:水処理棟 1F ドア破損写真



写真 4:上流井戸倒木写真



写真 5:搬入道路フェンス破損写真



④ 復旧作業への影響

道路の寸断や停電の長期化により、復旧作業にも大きな支障が生じた。特に、作業員の現地入りが制限されたことで、場内の倒木除去や散乱した枝の撤去、破損箇所の応急対応といった初期的な作業を計画どおり進めることが難しかった。

さらに、発電機車による一時送電の期間を除き設備は稼働できず、雨水については令和 3 年策定の埋立計画に基づき埋立地内での一時貯留による対応を継続した。こうした状況に加え、電力の本復旧が 3 月 17 日まで長期化したことが、処分場の再開時期に大きく影響した。

2. 被災から復旧までの経過（時系列）

2-1 発災直後の状況及び対応（10月9日～17日）

風第22号の接近に伴い、10月9日4時25分に処分場が停電し、その後は停電復旧に関する通知も途切れた状態が続いた。停電により排水処理設備や監視システムはすべて停止し、施設は稼働不能となった。

同時に、処分場へ至る登龍道路では土砂流入や倒木が発生し、道路は閉鎖状態となった。10月16日に八丈支庁から「緊急車両および作業車のみ通行可能」との連絡があったものの、路面状況は不安定で、落石や再崩落の危険が残っていたため、天候や路面状況を慎重に見極めながらの通行を余儀なくされた。

17日には、施設管理者である㈱大勝組が先行して現地点検を実施し、窓ガラス1枚の破損、フェンス一部損傷、倒木・枝の散乱など軽微な物的被害を確認した。

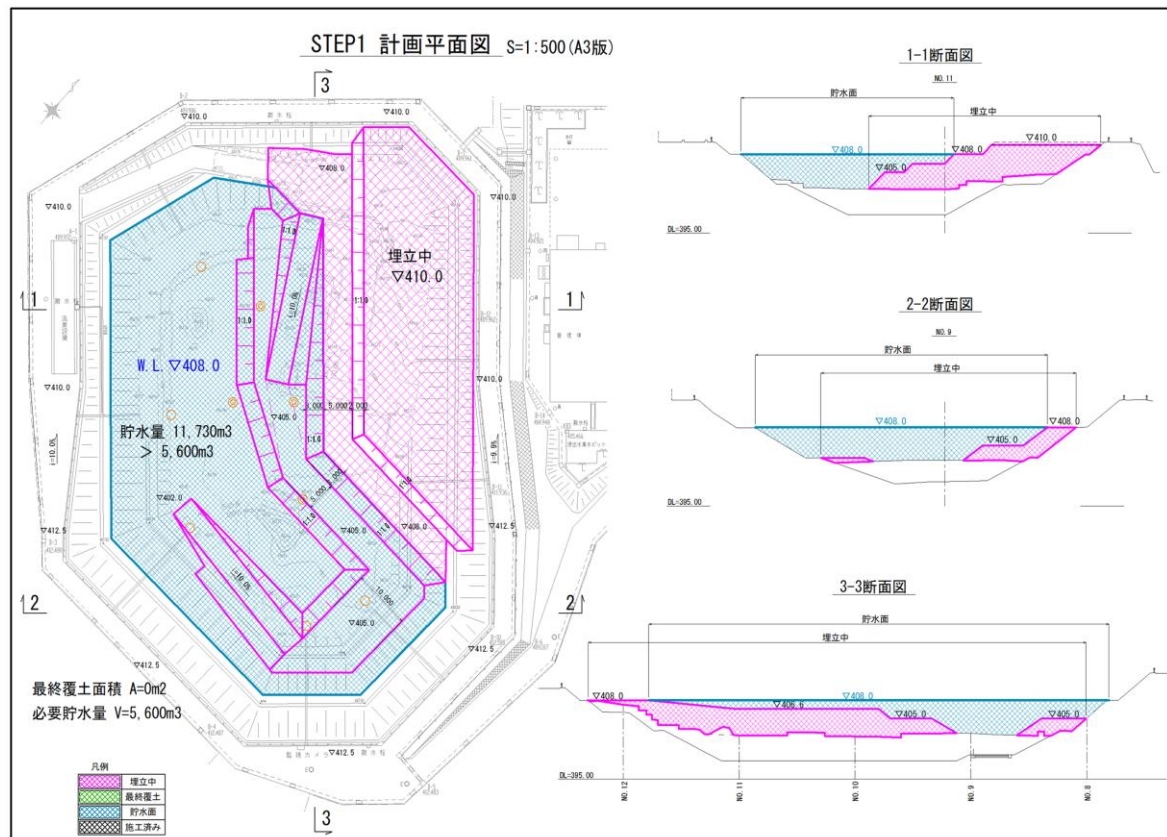
その後、当組合（一組）は20日に現地入りし、停電が継続していること、雨水が埋立地内に貯留されていることを確認した。雨水については、令和3年策定の埋立計画に基づき、埋立地内での一時貯留により対応した。

写真6:埋立地状況写真

写真(撮影:2025年10月17日)



八丈島一般廃棄物管理型最終処分場埋立計画図(STEP1)



2-2 発電機車による一時送電と雨水処理の再開(11月25日~12月18日)

10月17日に管理業者(大勝組)、20日に当組合が現地点検を行った後も、停電は継続し、処分場は稼働不能の状態が続いた。排水処理設備が停止しているため、雨水は埋立地内に貯留し続け、埋立容量の逼迫が進行した。

埋立地内に貯留した雨水を適正に処理し、埋立容量の逼迫を解消する必要があったことから、当組合としては早期の設備稼働が不可欠であった。しかし、台風被害の影響により、東京電力は住宅や公共施設など、生活に直結するインフラの復旧を優先せざるを得ない状況にあり、処分場への対応は直ちには着手できなかった。

こうした状況を十分に鑑みながら、当組合では東京電力と複数回にわたり打合せや調整を行い、処分場の状況や雨水貯留の逼迫状況を共有しつつ、発電機車の設置を要請し、11月25日に東京電力の協力により発電機車が設置され、水処理施設への一時送電が開始された。

写真 7:埋立地状況写真 2

写真(撮影:2025 年 11 月 25 日)



写真 8:発電機車設置状況写真



2－3 電力の本復旧(令和 8 年 3 月 17 日)

11 月 25 日から 12 月 18 日までは、発電機車による一時送電により雨水処理を再開した。今回の台風では、調整槽が台風前の時点で空の状態であったところに停電が発生したため、雨水は調整槽を経ずに埋立地へ直接貯留される状況となった。

発電機車の稼働により、埋立地の貯留水を調整槽へ移送しつつ、通常の処理工程でも対応することが可能となり、12 月 18 日時点で埋立地の貯留水はすべて解消した。しかし、調整槽は満水の状態であり、排水処理設備や監視システムの本格稼働には電力の本復旧が不可欠であった。

また、発電機車の稼働中は安全管理上、東京電力の社員が処分場に常駐する必要があった。一方で東京電力は、島内各所で折れた電柱の撤去や電線の張り直しなど、電力インフラの復旧作業が多数残っており、人員確保が極めて困難な状況にあった。

こうした事情から、埋立地の貯留水が解消した 12 月 18 日の時点で発電機車は撤去されることとなった。その後も停電は継続し、復旧作業には時間を要したが、令和 8 年 3 月 17 日に電力設備が本復旧し、施設全体への安定した電力供給が再開された。

写真 9:埋立地状況写真 3

写真(撮影:2025 年 12 月 18 日)



3. 今後の対応および残課題

3-1 通信回線（電話回線）の復旧状況

処分場の電話回線については、台風被害により設備が損傷し、現在も復旧作業が継続している。事業者からは、令和8年9月頃の復旧を予定している旨の報告を受けており、それまでは携帯電話やメール等による代替手段で連絡体制を維持する。

また、今後の災害時における通信確保を図るため、衛星通信回線（スターリンク等）の導入についても検討を進めていく。

3-2 道路の復旧状況とアクセス確保

台風により損傷した処分場へのアクセス道路については、復旧工事が順次進められ、令和8年4月末には一般車両の通行が再開されるまでに回復した。これにより、処分場へのアクセスは概ね確保されたものの、災害時の通行確保や安全性の向上に向けては、引き続き道路管理者との連携が必要である。

今後は、路肩の補強状況や豪雨時の通行規制の在り方を確認しつつ、災害発生時の情報共有体制の強化を図り、再度の災害に備えた安全対策を継続して進めていく。

また、八丈島では復旧工事に伴う建築資材等の輸送が増加し、貨物船の積載が逼迫したことから、御蔵島村、三宅村、青ヶ島村の焼却灰については、八丈島への輸送枠が十分に確保できない状態が生じている。このため、芝浦ふ頭に一時的な滞留が発生しており、今後も輸送事業者との調整を継続する必要がある。

3-3 施設運用に向けた継続的な点検・確認

電力設備の本復旧後、排水処理設備や監視システム等については、復旧直後に作動状況の確認を行い、運転に支障がないことを確認した。その後も、設備の稼働状況や気象条件に応じて必要な点検を実施し、不具合が認められた場合には適宜補修を行う。

また、埋立地の構造物である遮水シートについては、運用状況に応じて点検を行い、安全性の確保に努めているほか、次年度には電気式漏水検知法による詳細点検を実施する予定である。

なお、令和 7 年度に予定していた機器類の整備(補修)については、台風被害および停電長期化の影響により実施が困難となったことから、令和 8 年度に予定している整備と合わせて実施する方針とした。

3 - 4 関係機関との調整および運用体制の強化

今後の施設運用にあたっては、災害時の対応力を高めるため、関係機関との連携体制の強化が重要となる。特に、連絡体制の整理を進めるとともに、管理業者とは作業手順や緊急時の対応方法について改めて確認を行い、運用体制の明確化を図る。また、これらの対応にあたっては、現地作業員が実際に対応できることを重視し、現場での運用を前提とした手順の確認や習熟を進めていく。

さらに、島内関係機関との情報共有の在り方についても見直しを行い、災害発生時に迅速かつ確実に連携できる体制を整備することで、施設運用の安全性と信頼性の向上に努めていく。

以上のとおり、当組合としては、今回の台風被害を踏まえた施設運用体制の確立に向けて引き続き取り組んでいく。

令和 8 年 6 月 14 日

八丈島一般廃棄物管理型最終処分場

運営協議会座長 小野 高志様

八丈島一般廃棄物管理型最終処分場

運営協議会委員

「八丈島一般廃棄物管理型最終処分場の台風災害から復旧について」の質問

土砂災害警戒区域指定について、平成 30 年度運営協議会にて担当者より次のような説明がありました。

「土石流があっても、仮にわしはないと思ってるけど、あったとしても（中略）最悪、処分場が使えないことはあるかもしれんけど、処分場自体が流されて中に入ってる焼却灰が全部、堤防壊して外に出ちゃうようなことはないと言言しても良い」。

この時の議事録には、

土砂災害警戒区域等の指定の意味について

一組委員からの土石流があっても処分場全体が押し流される危険はないという説明に対し、住民代表委員から、3 年前の大雨のときも処分場の中に 2 週間以上水が溜まって排水し切れなくなっていた、安全ではないのではないかと意見が出された。これに対し、一組委員から、そのときの雨は、設計段階で想定されていたリスクの範囲内のものであり、設計において想定されていた対応（出口の遮断弁を閉じて処分場内に雨水を一時貯留する措置）を取ったものである旨の説明を行った。

また、議会代表委員から、土石流が処分場内に流れ込むと、なかの有害物質が流出する恐れがあるので、より高い塀を作るなど何か対策を取る必要があるのではないかと意見が出された。これに対し、一組委員から、今回の調査は、人命を守ることを第一の目的としているので、大雨時においても、管理受託業者が危険な場所に来なくてもコントロールできるよう、遠隔管理できる体制を整えていきたい旨回答があった。

さらに、住民代表委員から、大雨が降って処分場のなかに水がどんどん水が溜まったら溢れてしまうのではないかと指摘があり、これに対し、一組委員から、貯留容量に余裕があるので、そのようなことは起こらない旨説明があった。

これらの説明を踏まえ質問します。

【台風 22 号・23 号災害に関する説明要求事項】

今回の台風 22 号・23 号により、処分場及び周辺地域は長期間の通行止めや停電等の重大な影響を受けました。住民の安全確保と施設の適正管理の観点から、以下の事項について具体的かつ客観的な資料を添えて説明を求めます。

1. 台風 22 号・23 号による被害状況及び対応について

(1) 土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域を含む）及び処分場の状況

台風災害発生時における土砂災害(特別)警戒区域の状況、並びに処分場施設及び周辺区域の状況について、時系列で説明してください。また、説明にあたっては映像・写真等の客観的資料を提出してください。

(2) 施設被害の詳細

処分場及び関連施設に発生した被害について、被害箇所、被害内容、被害規模、復旧状況及び復旧費用を含め具体的に説明してください。

(3) 停電及び非常用発電設備の状況

非常用発電機に損傷が発生したとのことですが、

- ①停電はいつからいつまで継続したのか。
- ②非常用発電設備は本来の機能を果たしたのか。
- ③燃料備蓄量はどの程度確保されていたのか。
- ④停電期間中に実施した対応及びリスク管理は適切であったと考えているのか。

以上について具体的なデータを示して説明してください。

(4) 登龍峠通行止め期間中の施設管理

登龍峠が長期間通行止めとなる中で、

- ①施設管理体制はどのように維持したのか。
- ②水・電力・燃料等の補給はどのような方法で行ったのか。
- ③緊急時対応要員の確保はどのように行ったのか。

について説明してください。

(5) 運用停止期間中の環境管理

処分場運用停止期間中における浸出水処理、水質管理及び環境監視について、

- ①実施内容
- ②測定結果
- ③異常の有無
- ④住民への影響評価

を含め、測定データを添付の上説明してください。

(6) 地盤調査と安全対策

山上・山腹に汚染物質を設置・保管するに当たり、地盤の安定性を確認するための詳細な地盤調査は当然の前提条件である。

今回、激甚災害の指定を受けた台風 22 号、23 号・豪雨による地形変化や流出リスクに関する調査は実施しているのか。実施している場合は、その結果と安全対策の根拠を具体的に示してください。

2. 防災システムの有効性について

今回の災害において、防災システム及び危機管理体制は十分に機能したのでしょうか。

- ①事前に想定していた災害規模はどの程度だったのか。
- ②今回の災害はその想定範囲内だったのか、想定を超えるものだったのか。
- ③機能しなかった設備や計画はなかったのか。
- ④今後見直しが必要な項目は何か。

について明確に説明してください。

3. 今後の課題と再発防止策について

今回の災害対応を検証した結果として、

- ①明らかになった課題
- ②課題への具体的対策
- ③実施時期及び予算措置

を示してください。

「今後検討する」といった抽象的な回答ではなく、具体的な実施計画の提示を求めます。

4. 非常時における情報共有体制について

運営委員に対する情報提供は 10 月 30 日付の開催延期通知のみであり、災害の実態や施設の状況について適時の情報共有は行われませんでした。

運営委員は住民代表であり、重大災害発生時には迅速な情報共有が不可欠です。

今回の対応が適切だったと考えているのか見解を示してください。

また、今後は災害発生時に運営委員へ定期的に情報提供を行う仕組みを運営協議会として構築することを提案します。具体的な情報共有体制案を示してください。

5. 運営協議会要綱の見直しについて

運営協議会要綱には、

「委員はその 3 分の 2 以上の多数が必要と認めるときは、いつでも座長に会議の招集を求めることができる」

と規定されています。

しかし、今回のような緊急事態においては、3分の2という要件は高すぎると考えます。住民の不安解消及び迅速な情報共有を可能とするため、招集要件を「委員の過半数」に緩和するよう要綱改正を提案します。

事務局及び管理者の見解を求めます。

6. 処分場立地の妥当性及び代替地検討について

今回の災害では長期間の通行止め及び停電が発生し、処分場の維持管理に重大な支障が生じました。

この事実は、現在地が災害時に極めて脆弱な立地であることを示しているのではないのでしょうか。

(1) 過去の説明との整合性

2008年住民説明会において、当時の事務局長は、
「十分な対策をしており、集中豪雨による被害はあり得ない」
「安全基準以上の対策を講じる必要はない」
との趣旨の説明を行っています。

今回の災害結果を踏まえ、この説明は妥当であったと考えているのか見解を求めます。

(2) 設計想定 の妥当性

雨水処理施設は1991年～2007年の降雨実績を基に設計されたとされています。
しかし近年は異常気象が常態化し、建設当時の前提条件そのものが大きく変化しています。

現在の気候条件においても安全性が確保されているとする根拠を示してください。

(3) 代替地検討の必要性

災害リスクが増大している現状を踏まえれば、現施設の延命のみを前提とするのではなく、代替地検討を開始すべき段階に来ていると考えます。

代替地の検討を開始する意思があるのか、またその可能性について見解を求めます。

7. オープン型最終処分場の閉鎖事例について

全国におけるオープン型最終処分場の閉鎖事例について、

- ①閉鎖理由
- ②閉鎖までの経緯
- ③住民対応
- ④閉鎖後の廃棄物処理体制
- ⑤閉鎖後の処分場状況（水質などの環境調査結果含む）

を示してください。

また、それらの事例を踏まえ、本処分場について将来的な閉鎖や代替施設整備をどのように考えているのか説明を求めます。

「八丈島一般廃棄物管理型最終処分場
の台風災害から復旧について」の質問

回 答 書

東京都島嶼町村一部事務組合

2026 年 7 月 8 日

1. 台風 22 号・23 号による被害状況および対応について

Q1 土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域を含む)および処分場の状況

台風災害発生時における土砂災害(特別)警戒区域の状況、並びに処分場施設および周辺区域の状況について、時系列で説明してください。また、説明にあたっては映像・写真等の客観的資料を提出してください。

A1 この回答書では、台風 22 号・23 号が接近した 10 月 8 日から、処分場の機能や周辺のインフラが復旧した 4 月 24 日までに、処分場と周辺で実際に起きたことや組合と受託業者などが行った対応を、順を追って説明します。

また、土砂災害(特別)警戒区域については、制度のしくみと処分場に関する区域の状況を時系列とは別に後半で整理します。なお、警戒区域全体の管理は東京都・八丈町・八丈支庁が担当しているため、この回答書では処分場に関連する範囲に絞って説明します。

写真や映像などの客観的な資料は、「台風被害の復旧状況および今後の運用方針」に掲載したものと、この回答書内の写真をご覧ください。

今回の台風 22 号・23 号では、長期間の停電や道路寸断が発生し、処分場へのアクセスが困難な状況となりました。こうした状況から、処分場の安全性について住民の皆様がご心配されたことは当然のものと受け止めています。災害期間中を通じて、焼却灰の流出、主要構造物の損傷、環境への影響といった重大な事象は確認されていません。以下では、災害時に実際に何が起き、どのように安全性を確保したかを、時系列で整理して説明します。

1. 処分場および周辺区域の状況(時系列)

10 月 8 日 台風 22 号の接近

- 埋立地内の重機が冠水・水没を防ぐため、水処理棟倉庫前へ退避
- 屋外に保管していた資材・備品については、飛散・流出を防ぐため、可能な限り屋内へ退避。屋内へ移動できないものについては、ブルーシートの固定等の養生を実施
- 管理棟・水処理棟等の戸締りを確認し、強風による浸水・飛散物侵入を防止
- 水処理施設は、台風接近時点では電力供給が維持されていたため、通常稼働

- 大雨が予測される場合、調整槽の満水と処理による減水を繰り返す状況となり、原水ピット流入扉（ゲート）の開閉が頻繁に行われる見込みのため、ゲートパッキンの損傷を防止するために原水ピットゲートは「閉」状態で運用するが、今回は調整槽が空の状態であったため、「開」の状態を保持
- 11時に八丈支庁より登龍道路閉鎖の報告を受け、現場常駐員は安全確保のため退避し、以降は遠隔監視システムによる監視体制へ切り替え

10月9日 台風22号通過中

- 4時25分、遠隔監視システムの停止により処分場の停電を確認
- 停電直前の調整槽全体の貯留量は約 1,400m³ であり、最大容量 3,700m³ に対して約 40%の貯留率
- 島内の携帯電話通信が広範囲で不通となり、音声連絡が困難な状況

10月10日 台風22号通過直後

- 町の災害情報（ホームページ）により、停電および断水の発生を確認
- 焼却灰の搬出停止について、各町村へ連絡
- 台風22号による停電・道路寸断が続き、処分場の被害状況が十分に把握できない状況の中、台風23号が接近

10月11日～12日 台風22号通過後、台風23号接近中

- 道路寸断・停電・通信障害が継続し、処分場の被害状況は依然として把握できない状態
- 遠隔監視システムも停電により機能停止しており、現地状況の確認手段が存在しない状況

10月13日 台風23号通過中

- 台風23号が八丈島に最接近（早朝～午前）
- 気象庁観測データにより、10日～13日の合計降雨量 177.5mm を確認（9日に観測された 337.5mm の約半分であり、停電中は調整槽への移送ができないため、降雨は埋立地内に一時的に貯留する構造となっているが、今回の降雨量はその一時貯留で対応できる範囲であり、あふれ出るおそれはないことを確認）

10月14日～15日 台風23号通過1～2日後

- 道路寸断・停電・通信障害が継続
- 処分場へのアクセスが依然として不可能であること、浸出水処理施設が停電により

完全停止していることを東京都環境局へ報告

- 焼却灰の受入停止が長期化する可能性を踏まえ、東京都環境局と連携し、大島処分場への代替輸送の可否等について検討を開始

10月16日～17日 台風23号通過3～4日後（道路状況の改善兆候）

- 16日、八丈支庁による道路状況の安全確認が実施され、「緊急車両およびインフラ設備対応の関係者の通行が、翌17日より可能となる見込み」との連絡を受ける（ただし落石・再崩落リスクが残り、一般車両の通行は依然として不可能）
- 17日、処分場管理受託業者（大勝組）による現地確認を実施（台風22号・23号の連続通過後、初めて施設内部の状況把握が可能となった）
- 大勝組により以下を確認
 - ・ 管理棟のドア、窓ガラス1枚破損
 - ・ フェンスの一部損傷
 - ・ 敷地内に倒木・枝の散乱
 - ・ 非常用発電機破損
 - ・ 電気メーター脱落
 - ・ 水処理停止（停電）により、埋立地内に雨水が貯留
- 上記のとおり複数の被害は確認されたものの、建屋・遮水シート・護岸等の主要構造物に重大な損傷は認められず、施設の基本的な安全性は確保されていることを確認
- これを踏まえ、10月20日から、大勝組、島嶼一組職員および電気工作物点検委託業者（村上電気管理事務所）による合同点検を計画

10月20日～21日 台風23号通過7～8日後（合同点検・応急対応）

- 村上電気管理事務所による点検を実施（非常用発電機・電気メーター以外に破損がないことを確認）
- 以下の応急作業を実施し、場内の安全確保と設備保全を図る
 - ・ 脱落した電気メーターの固定・応急処置（通電再開に向けた最低限の安全）
 - ・ 管理棟の破損窓ガラスの清掃・養生（破片除去および飛散防止措置）
 - ・ 敷地内の倒木・散乱枝の撤去（通行確保と二次被害防止）
 - ・ 埋立地内の点検
 - ・ ガス抜き管等の一部脱落を確認
 - ・ 屋外監視カメラのケーブル脱落を確認
 - ・ その他、遮水シート・護岸等の主要構造物に重大損傷はなし

- 小型発電機および仮設水中ポンプを浸出水原水ピットに設置し、調整槽への浸出水移送を日中のみ再開
- 登龍道路は依然として落石・再崩落の危険性が高い状態であったため、天候等により現場へ向かわないよう関係者へ指示
- 現場へ向かう場合は、必ず「行き」と「帰り」の連絡を入れることを指示（安全確保および所在確認のため）

10 月 22 日 台風 23 号通過 9 日後（道路状況確認・町への報告）

- 八丈町に処分場被害状況および登龍道路の通行可能車種等の報告
- 登龍道路の通行可能車種の確認（現場状況より確認）
 - ・ 普通車、2t 車程度、軽トラック等の小型車両は危険であるものの通行可能
 - ・ 一方で、通常の焼却灰搬出に使用している大型ダンプは通行不可能（落石・路肩不安定箇所が残存しているため）
- 焼却灰等の大島処分場への搬出の可能性もあるため、運賃費用に関する助成制度について関係機関へ照会
- 東海汽船への運搬経路および費用等の確認
- 東京都環境局を經由し、関東地方環境事務所（環境省）へ被害状況を報告
- 東京電力との電力復旧に向けた調整を開始
- NTT との通信復旧に向けた調整を開始
- 以降、関係各所との情報共有・復旧調整の継続（電力・通信・道路の各復旧作業が並行して進む状況を踏まえ、東京都環境局、八丈町、八丈支庁、東京電力、NTT、管理受託業者（大勝組）等と情報共有・調整を継続）
- 以降、天候状況（降雨・強風・落石リスク）を注視しながら、埋立地内の雨水貯留状況を現地確認により継続的に把握および調整槽への浸出水移送を日中のみ継続して実施

10 月 24 日 台風 23 号通過 11 日後（道路状況再評価・町村への連絡・今後の対針）

- 処分場までの登龍道路について、これまで「普通車・2t 車程度は通行可能」としていたが、現地の安全性を再評価した結果、路面損傷が著しく、通行には重大な危険性があることが判明。このため、現時点では八丈島処分場への焼却灰運搬は不可能であることを確認
- 上記を踏まえ、御蔵島村・三宅村・八丈町・青ヶ島村の各町村に対し、クリーンセンター等での一時貯留可能量を確認し、一時貯留を依頼
- 停電により稼働不能の状態が継続している水処理施設については、11 月末を目途に、

東京電力による発電機車の設置を行い、応急的に水処理施設を再稼働させる方針を決定

10月27日 台風23号通過14日後（代替輸送に関する協議開始）

- 大島処分場への代替輸送について、関係機関と協議を開始

10月29日 台風23号通過16日後（令和7年度機器類補修修繕等の対応）

- 予定していた令和7年度機器類修繕等について、台風22号・23号による被害および停電長期化の影響を踏まえ、実施の可否およびスケジュールを再評価し、令和7年度内の実施は困難であることを確認（令和8年度実施へ移行）

10月30日 台風23号通過17日後（道路復旧見通しの判明・運営協議会の延期決定）

- 八丈支庁より、登龍道路の本復旧は令和8年4月末となる見込みとの連絡を受領
- 12月12日に開催を予定していた「令和7年度八丈島一般廃棄物管理型最終処分場運営協議会」について、開催を延期することを決定

11月4日 台風23号通過22日後（NTTによる通信回線の現地調査・復旧方針の協議）

- NTTによる処分場の通信回線の現地調査を実施（既存のアナログ回線は復旧せず、光回線のみを復旧対象とする方針を決定）

11月17日 台風23号通過35日後（代替運搬に係る災害助成金の活用可能性・資料送付）

- 東京都より、焼却灰の代替運搬についても災害助成金の活用が可能である旨の連絡を受領（大島処分場への代替輸送に係る運搬費について、災害関連の補助制度を適用できる可能性が示された）
- 東京都環境局とも連携し、災害助成金の適用範囲、申請手続き、必要書類、スケジュール等について協議を開始
- 大島処分場への代替輸送が必要となる見込みである三宅村および八丈町に対し、補助金申請に必要な資料一式を送付
- 大島処分場における焼却灰受入体制等の調整実施

11月19日 台風23号通過37日後（三宅村焼却灰の保管拡張）

- 三宅村における焼却灰の一時保管について、クリーンセンター敷地内の廃材置き場を撤去し、保管スペースを拡張する方針を確認（登龍道路の本復旧見込みである令和8年4月末まで対応可能となる見通しを確保）
- 三宅村は4月末まで島内保管で対応可能となったため、大島処分場への代替輸送は

不要であることを確認

11月25日 台風23号通過43日後（発電機車設置・電気工作物復旧・水処理施設再稼働）

- 東京電力により、処分場水処理施設への応急送電を行うための発電機車2台を設置
- 村上電気管理事務所による電気工作物の点検・復旧作業を実施
- 上記作業完了後、水処理施設の再稼働を開始
 - ・ 発電機車稼働中は東京電力社員が常駐する必要があるため、日中（8:30～16:30）のみ運転
 - ・ 埋立地に貯留した雨水を調整槽へ移送し、処理工程を順次再開
 - ・ 水処理量は $10 \text{ m}^3 / 8 \text{ 時間}$ （ $=80 \text{ m}^3 / \text{日}$ ）に調整して運転
 - ・ 再稼働後 1 週間は、通常の各槽に設置されている計装機器による監視に加え、放流水の水質（放流槽：pH、電気伝導率、COD）について手分析を実施し、処理状況を随時確認
 - ・ 上記の応急運転体制により、12月18日まで水処理施設の稼働を継続
- 26日～28日、同日、水処理施設を施工した業者による設備点検を実施

11月27日 台風23号通過45日後（月例採水の実施）

- 月例採水を実施（通常どおり採水実施）
- 同様の月例採水を、12月18日、1月9日、2月6日、3月24日にも実施（水処理施設が停止している期間（応急稼働以外）については、放流水の採水は対象外）
- 採水結果は、いずれも異常なし（台風後の応急運転体制下における水質変動の有無を確認、基準値を超過する項目や特異な変動は認められなかった）

12月3日 台風23号通過51日後（埋立地貯留雨水の移送完了・調整槽満水）

- 埋立地に貯留していた雨水の調整槽への移送が完了（発電機車による日中運転（8:30～16:30）により、原水ピットからの揚水および調整槽への移送を継続した結果、12月3日時点で埋立地内の貯留水は解消）
- 調整槽は満水状態となり、引き続き水処理施設の運転を継続
- 登龍道路の復旧状況および処分場の状況等について、八丈町・八丈支庁・島嶼一組間で情報共有を実施。そのうえで、焼却灰の運搬の可否について協議し、今後の対応方針の検討

12月4日 台風23号通過52日後（登龍道路状況確認・大型車通行可否の確認）

- 八丈町、八丈支庁、島嶼一組、運送業者（石井運送）により、登龍道路の現地状況確認

- 現地確認の結果、道路法面工事を一時中止することで、大型車による焼却灰運搬が可能であることを確認
- 関係機関間で大型車通行時の安全確保および工事調整について協議を開始
- 上記から、大島処分場への代替輸送は不要であることを確認

12月18日 台風23号通過66日後（応急運転の一時終了・発電機車返却調整）

- 発電機車による安定した処理の継続により、調整槽の貯留量は $2,200 \text{ m}^3$ / 最大 $3,700 \text{ m}^3$ （約 60%）の状態を維持
- 東京電力より、発電機車 1 台を本土へ返却する必要がある旨の連絡を受領
- 応急送電体制の維持には東京電力社員の常駐が不可欠であり、人的・機材的制約から、年内の応急運転は 12 月 18 日をもっていったん終了する旨を確認
- 12 月以降は渇水期に入り、降雨量が少ないことから、埋立地への雨水貯留量が急増するおそれはない見込み。このため、応急運転を停止しても直ちに処理能力を超過するおそれはないことを確認
- 1 月以降において、埋立地の雨水貯留状況に応じ、発電機車による再稼働を検討する方針を関係機関と共有

1月8日 台風23号通過87日後（八丈町焼却灰の運搬・埋立処理再開）

- 八丈町焼却灰の運搬および埋立処理を再開（関係機関（八丈町・八丈支庁・島嶼一組・運送業者）と調整のうえ、9:00～10:00、14:00～15:00 の 2 回に分けて合計 40 袋を受け入れ）
- 同様の運搬・埋立処理を次の日程でも実施 1 月 9 日、1 月 15 日、1 月 20 日、3 月 20 日、3 月 21 日（登龍道路の法面工事を一時停止して実施した“臨時対応”であり、継続的な受入れ再開を意味するものではない。通常運用としての焼却灰受け入れ再開は、2 月 25 日の各町村への通知をもって正式に再開）

1月13日 台風23号通過92日後（応急運転再開時期の調整）

- 東京電力と応急運転（発電機車による水処理施設の再稼働）について協議を実施（発電機車の確保状況、東京電力社員の派遣体制、島内の降雨状況および調整槽水位の推移を踏まえ、応急運転の再開時期を「3 月中旬」とすることで調整）

2月12日 台風23号通過122日後（電気メーター取付板交換・復旧）

- 脱落していた電気メーターについて、応急固定後の本復旧作業を実施（台風時の強風により腐食した取付板が破損し、メーターが脱落していたため、原因となっていた取付板を新しいものへ交換し、電気メーターを正常に復旧）

2月24日～27日 台風23号通過134～137日後（フェンス撤去・非常用発電機撤去）

- 処分場敷地内の台風被災箇所において、フェンス撤去作業を実施（倒壊・変形したフェンスを順次撤去し、周辺の安全確保および復旧作業の妨げとなる障害物を除去）
- 非常用発電機の撤去作業を実施（台風被害後の応急対応として設置していた非常用発電機について、使用終了に伴い、機材撤去および搬出を完了）
- 当該非常用発電機は、停電時に浸出水原水ピットの流入ゲートを閉鎖するための専用設備であり、必要電力もこの用途に限定された構造。流入ゲートは手動で開閉が可能であることから、運用上、当該発電機は必須ではないことを確認。今後は、原水ピットポンプ（浸出水を調整槽へ移送するポンプ）を稼働できる能力を有する非常用発電機を整備する方針とし、新規発電機が接続可能となるよう必要な配線のみを残して撤去を実施

2月25日 台風23号通過135日後（登龍道路の工事状況に関する連絡受領・焼却灰受け入れ再開）

- 八丈支庁より、登龍道路の斜面对策工事の進捗状況について報告を受領（末吉側ゲート～登龍園地の区間ではモルタル吹付作業が完了しており、現在は三根側で施工中。同区間では、一部でシート張り・ネット張りを施工しているが、吹付作業のように道路を広くふさぐ状況ではなく、大型車の通行は可能との説明を受領）
- 各町村へ焼却灰の受け入れ再開について通知を実施（登龍道路の通行状況および処分場の受入体制を踏まえ、2月25日付で焼却灰受け入れ再開を各町村へ通知）

2月26日 台風23号通過136日後（東京電力からの復旧見込み前倒し連絡受領・応急稼働方針の協議）

- 東京電力より、復旧見込みの前倒しについて連絡を受領（当初は4月末復旧予定としていたが、復旧工事の進捗により、3月中旬頃に復旧できる見込みとの報告を受領）
- 復旧見込みの前倒しを踏まえ、水処理施設の応急稼働方針について協議を実施（停電期間中の対応として3月中旬からの応急稼働を想定していたが、受電復旧が3月中旬に前倒しされる見込みとなったことから、応急稼働を行わずに済む可能性が高いことを確認。東京電力の復旧作業の進捗を踏まえつつ、応急稼働の可否を最終確認する方針）

3月13日 台風23号通過162日後（東京電力からの設備改修完了および送電予定に関する連絡受領）

- 東京電力より、設備改修が完了し送電準備が整った旨の報告を受領（16日に設備

の健全性確認を実施し、問題がなければ17日午後に送電を実施する方向で調整しているとの連絡を受領)

3月16日～17日 台風23号通過165～166日後 (水処理再稼働に向けた合同点検を実施)

- 水処理再稼働に向け、大勝組、村上電気管理事務所、島嶼一組職員、水処理施設の施工業者（共和メンテナンス）による合同点検を実施（3月13日に東京電力より受領。設備改修完了および17日午後の送電予定を踏まえ、受電再開後に水処理施設を安全に稼働させるための事前点検として、計画していた合同点検を16日、17日に実施）
- 受電設備、原水ピットポンプ、調整槽、水処理設備、計装機器、放流設備等の健全性を確認（停電期間中に停止していた設備の状態を総合的に確認し、再稼働に支障がないことを関係者全体で確認）

3月17日～19日 台風23号通過166～168日後 (水処理施設の再稼働)

- 東京電力による送電が再開され、水処理施設の稼働を再開（17日午後に受電が再開され、前日（16日）に実施した合同点検により設備の健全性が確認されていたことから、水処理施設の再稼働を開始）
- 17日～19日にかけて、水処理施設施工業者による稼働後の設備点検を実施（点検の結果、再稼働に支障となる不具合は確認されず、通常運転を継続できる状態であることを確認）
- 19日以降、水処理施設は通常稼働へ移行

4月6日 台風23号通過186日後 (NTTからの通信回線復旧見込みに関する連絡受領)

- NTTより、処分場の通信回線（光回線）の復旧予定時期について連絡を受領（現地状況（道路法面工事・電柱損傷・配線断線等）により、復旧には相応の期間を要する見込みであることを確認。既存のアナログ線は撤去し、光回線のみを復旧対象とする方針に変更されていることから、道路復旧との工程調整が必要であり、9月頃の復旧見通しとなった旨の説明を受領）

4月24日 台風23号通過204日後 (登龍道路の一般車両通行可に関する連絡受領)

- 八丈支庁より、登龍道路が一般車両の通行可能となった旨の連絡を受領（末吉側・三根側ともに、工事区間の安全確保が図られ、通行規制が解除されたことを確認。引き続き工事は継続するものの、一般車両の通行に支障がない範囲で交通確保が可能となった旨の報告を受領）

2. 土砂災害(特別)警戒区域の状況

結論として、今回の台風 22 号・23 号では、土砂災害特別警戒区域内で斜面崩壊や土石流の発生は確認されていません。また、現地に設置されている堰堤やブロック壁は、土石流の流れを確実に止める位置にあり、土石流が処分場に到達する可能性はありません。この点を最初にお伝えしたうえで、制度のしくみや区域の指定理由を以下で整理します。

2-1. 制度の概要

土砂災害（特別）警戒区域は、土砂災害防止法に基づき、急な斜面の崩壊や土石流、地すべりなどが起きやすい場所を、住民の命を守るために都道府県が指定する区域です。

指定にあたっては、「人が普段から生活している場所を優先する」という考え方が採用されています。住宅・学校・福祉施設など、災害時に大きな被害につながる場所を中心に指定が行われます。一方で、道路のように人が一時的に通行する場所は、基本的にこの区域には含まれません。道路の安全対策は、道路管理者による点検や復旧工事など、別の仕組みで行われています。

区域の指定は、谷の形状、斜面の角度、流域の広さ、土石流がどこまで到達しうるかなど、地形を詳細に調査し、その結果に基づいて行われます。土砂災害（特別）警戒区域は、土砂災害防止法に基づき、急な斜面の崩れや土石流、地すべりなどが起きやすい場所を、住民の命を守るために都道府県が指定する区域です。

2-2. 処分場に関連する区域

処分場の敷地には、2 種類の土砂災害（特別）警戒区域が指定されています。「急傾斜地の崩壊に関する区域」と「土石流に関する区域」です。

以下では、災害の種類ごとに、処分場周辺ではどのような状況になっているかを整理して説明します。

(1) 急傾斜地の崩壊に関する区域

処分場の敷地の一部（駐車場側の斜面）は、以前「急傾斜地の崩壊に関する区域」として指定されていましたが、擁壁工法や斜面保護工などの恒久的な安全対策が特別警戒区域の指定以前に実施されており、これらの対策により危険性が十分に低減していることが東京都により確認されています。

急傾斜地の特別警戒区域は、危険性を低減する恒久的対策が適切に実施され、その効

果が都道府県により確認された場合に指定が解除される仕組みです。処分場の駐車場側斜面も、この制度に基づき、危険性の低減が確認されたことから指定が解除されています。

(2) 土石流に関する区域

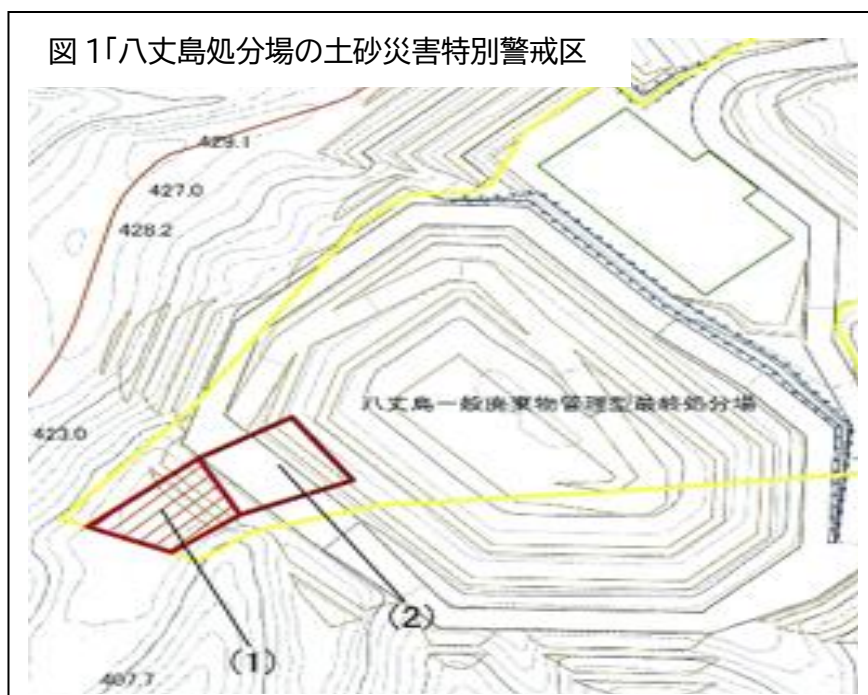
土石流の特別警戒区域は、たとえ対策工事が行われていても、基本的には指定が外れない仕組みになっています。土石流は一度発生すると規模が大きく、地形の変化や雨の降り方の変化によって、再び起こる可能性が完全にはなくならないためです。

この制度は、「対策をしても危険性が残るので、注意を続けてもらう必要がある」という考え方に基づいています。また、土石流区域の指定は、谷の形や斜面の角度、流域の広さなどをもとに「どこまで土石流が届きうるか」を計算して決められます。これは「発生する確率」を示すものではなく、地形的に危険性が残っている場所を住民に知らせるためのものです。

そのため、堰堤やブロック壁などの対策があっても、注意が必要な場所であることに変わりはないため、原則として指定は解除されません。処分場の土石流区域も同じ考え方で指定されており、谷地形や集水地形といった地形そのものを基礎として算定した到達可能性に基づき指定されています。指定された当時、対策工事の有無は判断に含まれていません。

2-3. 処分場の土砂災害特別警戒区域の状況

敷地内の一部は土砂災害特別警戒区域に指定されています。図1の(1)におきまして、土石流の高さ1.1m、(2)におきまして1.0mが対象となっています。

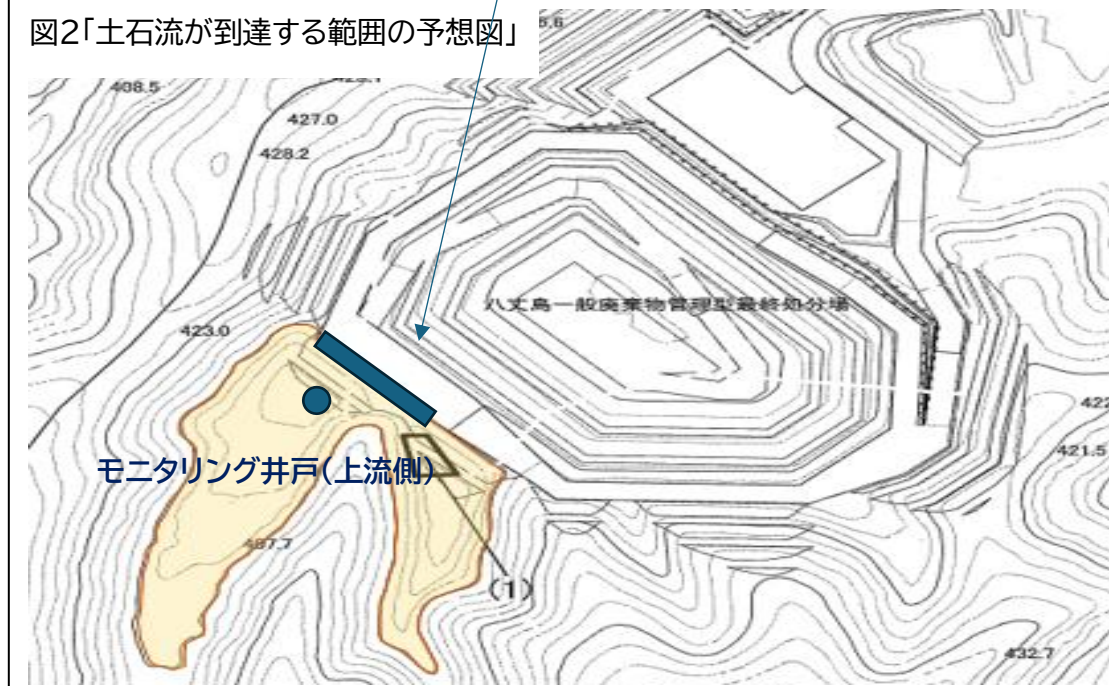


(1) と (2) における土石流は、写真 1 の構造物、堰堤などの有無が含まれない、地形から計算された土石流の範囲および高さとなっています。従いまして、このブロック壁などを土石流の計算に加えますと、土石流が到達する範囲は、図 2 のとおりとなり、土石流が施設に到達しないことが確認できます。

写真 1「上流井戸付近ブロック壁」



図 2「土石流が到達する範囲の予想図」



【追記】 台風後の土砂災害特別警戒区域の現地状況(10 月 17 日撮影)

台風 22 号・23 号通過後、10 月 17 日に現地を確認したところ、上流井戸の周辺（特別警戒区域内）で倒木が確認され、上流井戸にかかる形で覆いかぶさっている状況が見られました。倒木は安全を確保しながら撤去し、上流井戸の機能、周辺斜面状況、付近の排水経路についても確認した結果、施設機能への影響がないことを確認しています。

写真 2「台風後の土砂災害特別警戒区域の現地状況」



写真 3「倒木撤去作業状況」



今回の台風 22 号・23 号では、この特別警戒区域内で土砂災害（急な斜面の崩れや土石流）の発生は確認されておらず、管理受託業者および組合職員による現地確認においても、斜面の変状や新たな堆積物なども見られませんでした。

この区域には上流側のモニタリング井戸があり、地形的にも雨水が集まりやすい場所です。そのため、今後の点検や作業では、周辺斜面の状況を確認しながら、安全に注意して進めていきます。

写真 4「倒木撤去後」



Q2 施設被害の詳細

処分場および関連施設に発生した被害について、被害箇所、被害内容、被害規模、復旧状況および復旧費用を含め具体的に説明してください。

A2 1. 被害の全体像

台風 22 号・23 号が続けて通過したことで、処分場ではいくつかの設備に被害が出ました。ただし、建屋や遮水シート、護岸といった主要な構造物に大きな損傷はなく、施設の安全性は保たれていることを、10 月 17 日の現地確認と 10 月 20～21 日の合同点検で確認しています。

2. 被害箇所ごとの詳細

(1) 水処理棟1階西面ドア

被害内容	強風によりドア本体の変形、窓ガラス 1 枚が破損。
被害規模	破損ガラス 1 枚、破片散乱
復旧状況	10 月 20～21 日の合同点検時に、破片除去および養生を実施済み。本復旧は、令和 8 年 7 月中に実施予定
復旧費用	確定額:62 万円(ドア更新工事)

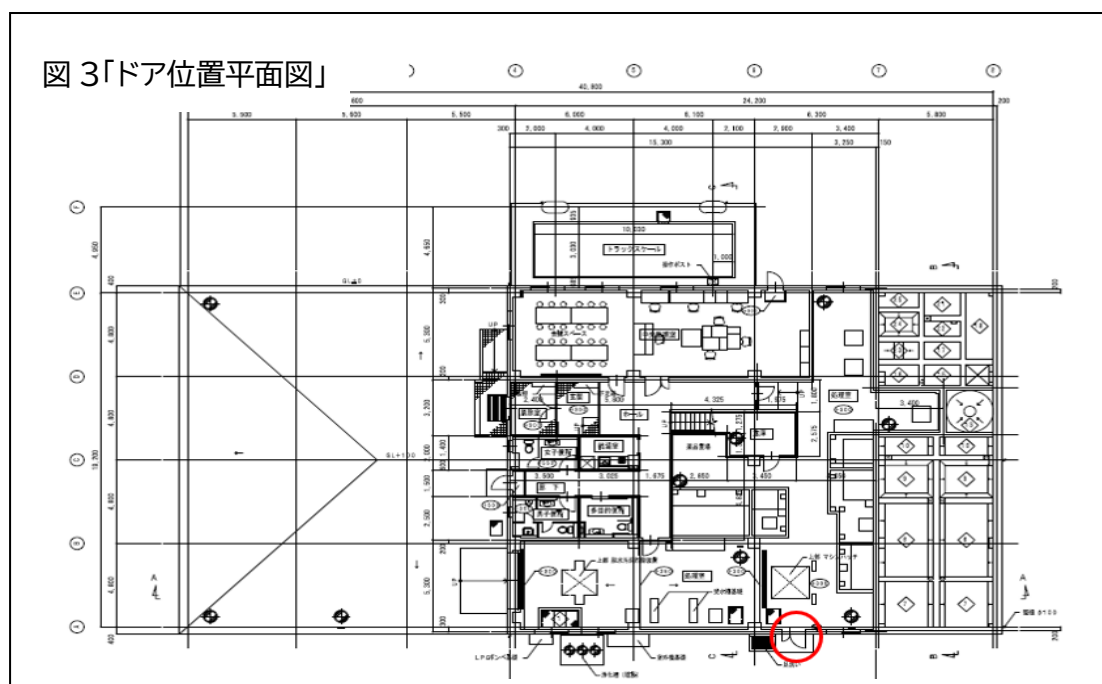


図 4「ドア位置縦断図」

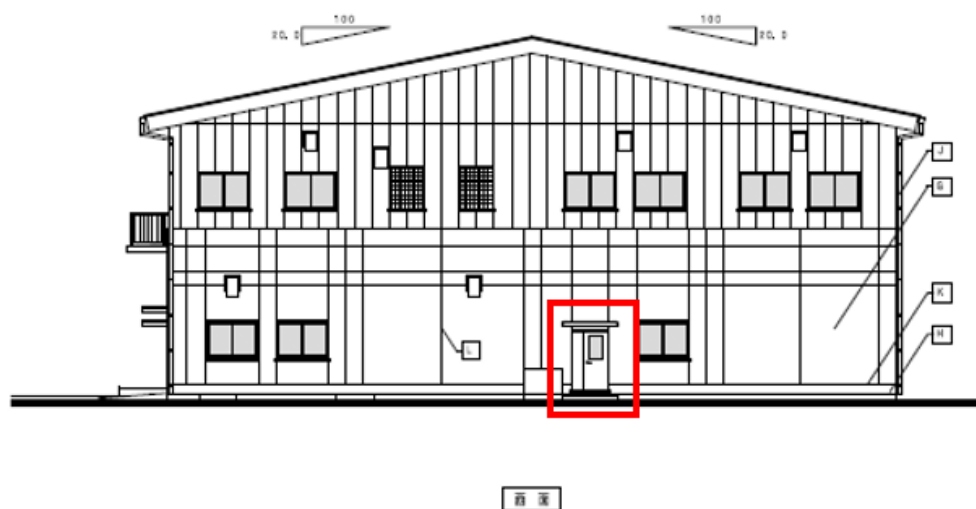


写真 5「ドア破損状況」



(2) 敷地外周フェンスの損傷

被害内容	倒木・強風により一部が倒壊・変形。
被害規模	図 5 記載の延長 102m 倒壊・変形。
復旧状況	運用上フェンスを恒常的に設置する必要性が低い区間のため、防災調整池から覆土置き場に至る区間に設置されていた延長 102m のフェンスを対象として撤去。また、作業に支障を及ぼす草木について、フェンス周辺 1 m ² を対象として除去。(実施日:3 月 10 日)
復旧費用	確定額:44 万円(フェンス撤去工事)

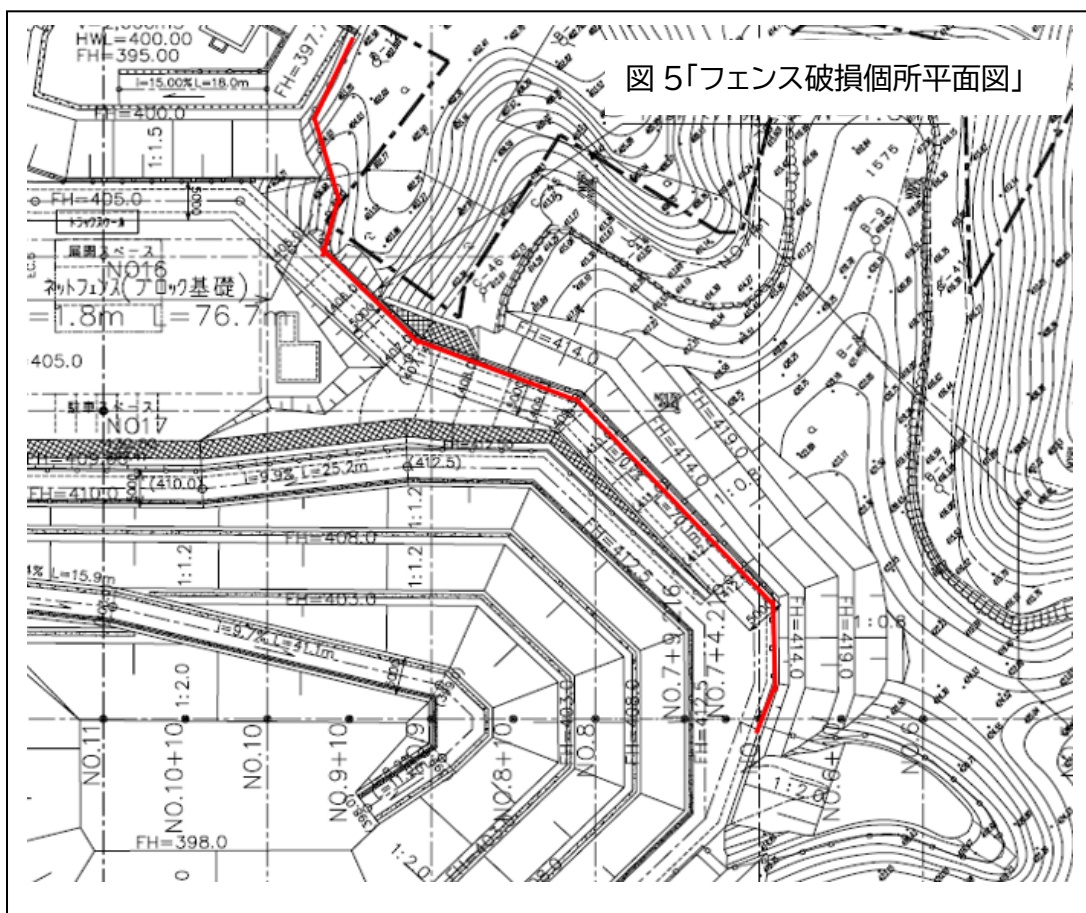


写真 6「敷地外周フェンスの損傷状況」



写真 7「敷地外周フェンス撤去状況」



(3) 非常用発電機（原水ピットゲート閉鎖用）の破損

被害内容	強風により筐体が破損し、使用不能。
被害規模	機器 1 台が全損。
復旧状況	当該機器は停電時に原水ピットの流入ゲートを閉鎖するためだけの用途に限定された設備であり、同ゲートは手動で開閉が可能であることに加え、埋立地と原水ピットとの位置関係や排水経路の構造上、停電時に原水ピットがあふれる仕組みにはなっていないことから、この目的のために非常用発電機を恒常的に設置する必要性は低いことを確認し、非常用発電機を撤去。撤去にあたっては、将来的に適切な能力を有する発電機を設置できるよう、必要な配線を専用ボックスに収納し、保護したうえで残置。(実施日:2 月 26 日)今後、停電時に浸出水を調整槽へ移送するための原水ピットポンプを稼働できる能力を有する、より大きな容量の新規非常用発電機を整備する方針。
復旧費用	確定額:98 万円(撤去・専用ボックス設置)

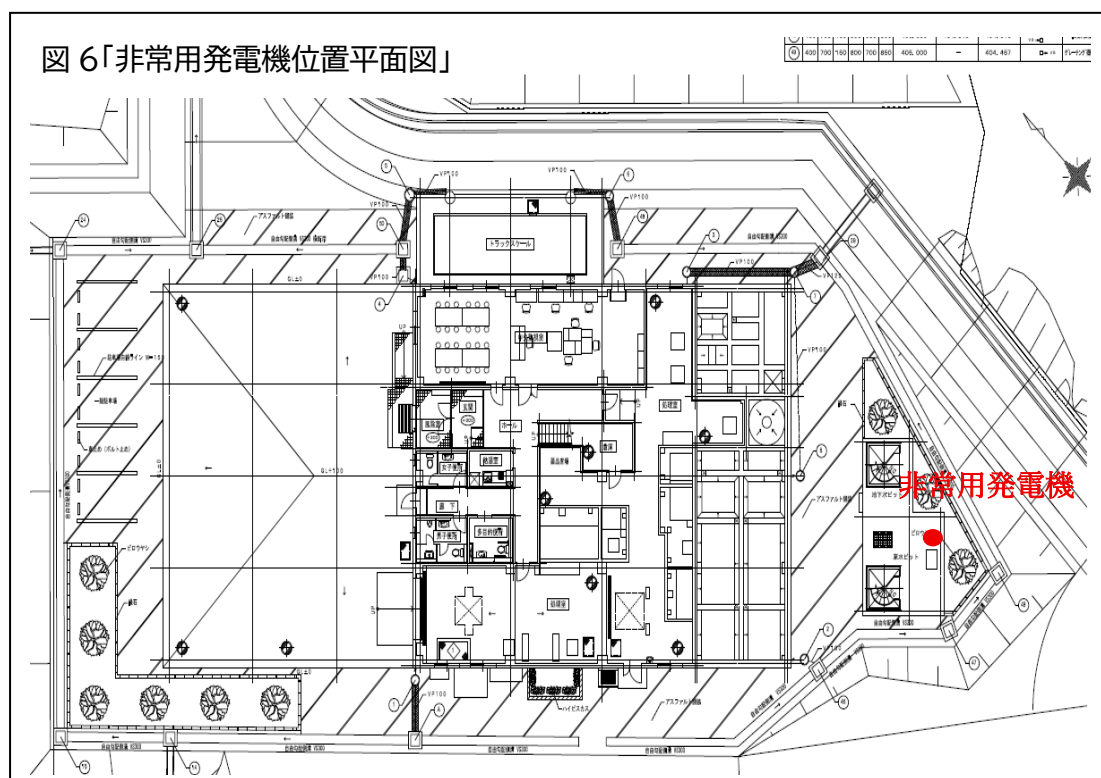


写真 8「非常用発電機破損状況」



写真 9「非常用発電機撤去状況」



(4)電気メーターの脱落

被害内容	強風により腐食していた取付板が破損し、メーターが脱落。
被害規模	メーター1 基脱落。
復旧状況	10 月 20～21 日に応急固定を実施。原因である取付板交換(木製から樹脂製へ変更およびメーター本復旧を完了。(実施日:2 月 12 日)
復旧費用	確定額:1 万円(取付板交換・復旧作業費)

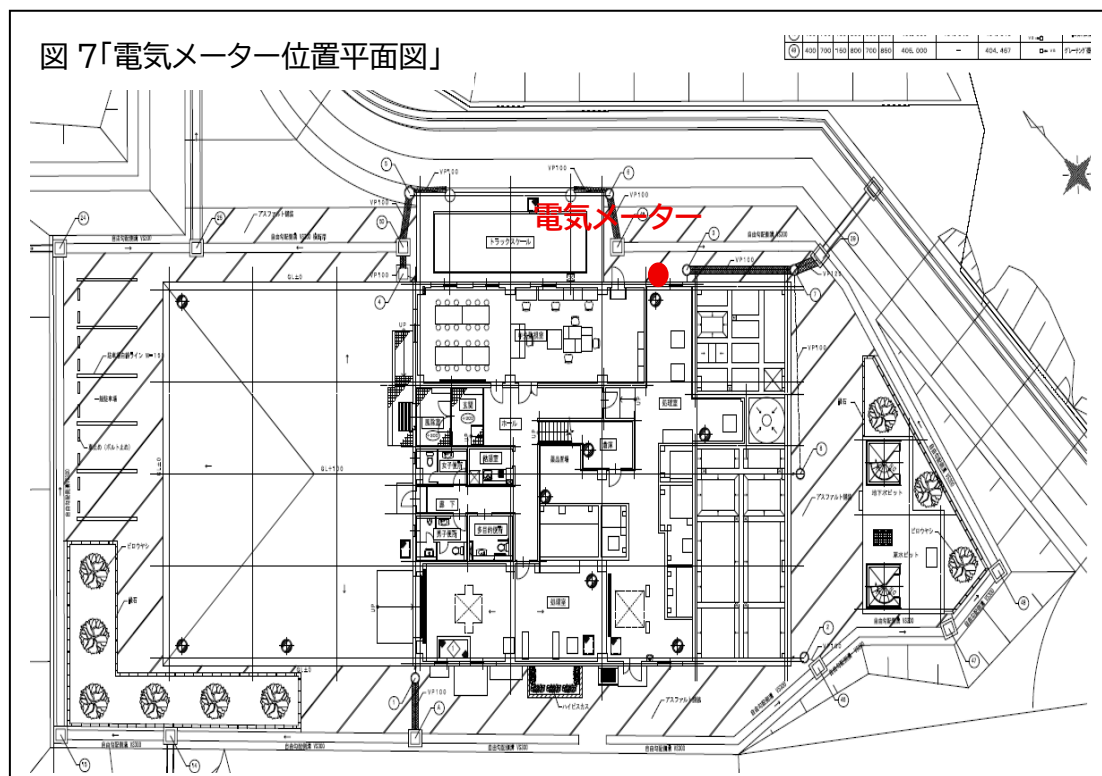


写真 10「電気メーター脱落状況」



写真 11「取付板交換前(木製)」



写真 12「取付板交換後(樹脂製)」



Q3 停電および非常用発電設備の状況

非常用発電機に損傷が発生したとのことですが、

- ① 停電はいつからいつまで継続したのか。
- ② 非常用発電設備は本来の機能を果たしたのか。
- ③ 燃料備蓄量はどの程度確保されていたのか。
- ④ 停電期間中に実施した対応およびリスク管理は適切であったと考えているのか。

以上について具体的なデータを示して説明してください。

A3 ① 停電はいつからいつまで継続したのか

《完全停電期間》

- ・ 10月9日～11月24日 （47日間）
- ・ 2月19日～3月16日 （27日間）

《停電および応急送電の経過》

- ・ 停電発生：10月9日 4時25分 （遠隔監視システムの停止により確認）
- ・ 応急送電開始：11月25日～12月18日（発電機車による日中運転）
- ・ 応急送電停止：12月18日（発電機車返却のため）
- ・ 本復旧（東京電力による送電再開）：3月17日午後

② 非常用発電設備は本来の機能を果たしたのか

結論として、非常用発電機は台風により破損し、本来の機能を果たせませんでした。

※ 非常用発電設備は、停電発生時に原水ピットの流入扉（ゲート）を閉鎖するための用途に限定された発電機であり、施設全体の電力を賄うものではありません。なお、非常用発電機の破損により施設の安全性が損なわれる事態は発生していません。

停電時の対応は、原水ピットポンプや浸出水処理施設が稼働できないため、浸出水を埋立地内に一時貯留する運用としています。埋立地の最大埋立容量は 49,500 m³ ですが、これは廃棄物と覆土を含めた処分場全体の容量であり、すべてを雨水貯留に利用できるものではありません。

埋立計画 STEP1 では、埋立地形状によって、水位▽408.0 まで貯留した場合の貯水量を 11,730 m³ と算定しており、これが実質的に「埋立作業を阻害せずに確保できる貯留量」となります。

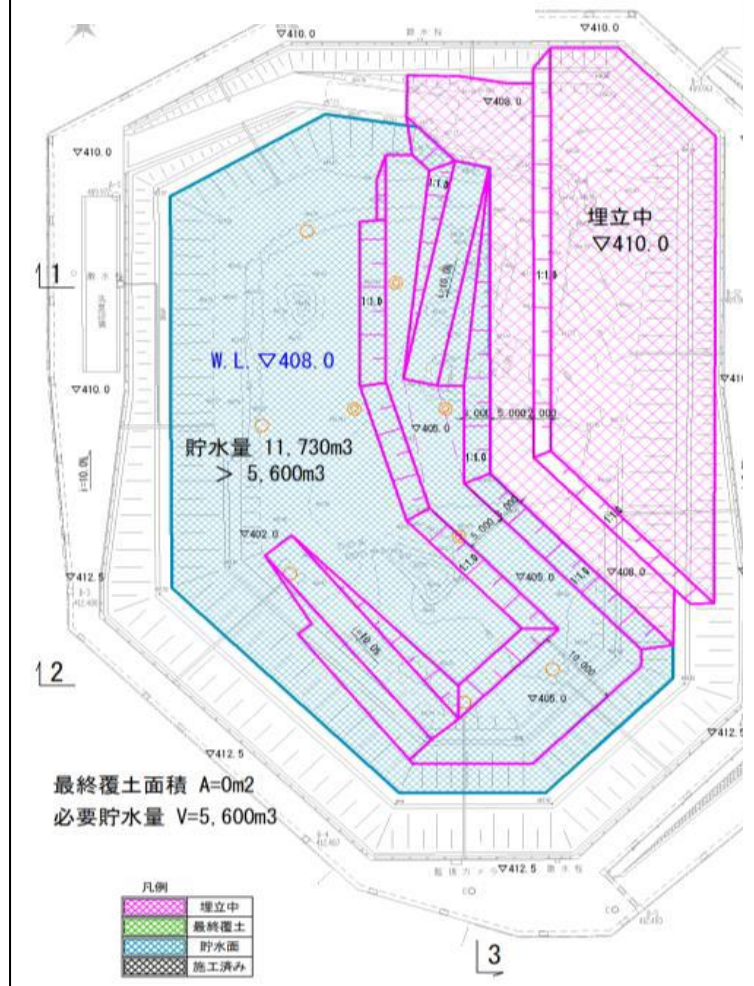
この貯留量は、平年の降雨量であれば、約 5 か月間埋立作業を阻害せずに貯留できる容量となります。今回の台風の降雨実績（2025 年 10～11 月累計約 1,565 mm）で計算しますと、約 3 か月間埋立作業を阻害せずに貯留できる容量となります。

これを上回る規模の降雨が続いた場合には、埋立地内の貯留量がさらに増え、埋立作業に必要なスペースの確保が難しくなるなど、埋立作業の継続に支障が出るおそれがあります。

なお、理論上の最大容量である 49,500m³ をすべて雨水の貯留に使ったと仮定した場合、雨量に換算すると約 8,000mm、平年の降雨量では約 19 か月分に相当します。ただし、この容量には廃棄物の埋立に必要なスペースも含まれているため、実際の運用では STEP1 で確保している 11,730m³ を上限として運用しています。

※ 今回の災害期間中、この貯留量を超過する状況は一度も発生していません。

図 8 「埋立計画 STEP1 計画平面



③ 燃料備蓄量はどの程度確保されていたのか

非常用発電機の燃料は、原水ピットの流入扉（ゲート）を閉じるために必要な短時間の運転分として、軽油を 30L 備蓄しています。この燃料は、非常用発電機だけでなく、停電時に仮設ポンプを動かすための小型発電機にも使えるよう、施設でまとめて管理しています。

④ 停電期間中に実施した対応およびリスク管理は適切であったと考えているのか

停電期間中の対応は、浸出水処理施設が稼働できない状況においても、浸出水が外部へ流出することのないよう、埋立地への一時貯留を基本とする運用を適切に実施しました。

具体的には、停電発生後は原水ピットポンプが停止するため、浸出水は埋立地に一時貯留させ、埋立計画 の STEP1 において確保している貯留量 11,730 m³ の範囲内で管理しています。また、停電が長期化したことから、東京電力に対して応急送電（発電機車の派遣）を要請し、11 月 25 日～12 月 18 日の間、日中のみ浸出水処理施設を稼働させることで、貯留量の増加を抑制しました。

これらの対応により、停電期間中も浸出水の外部流出は発生しておらず、埋立作業ペースの確保にも支障は生じませんでした。

以上のことから、停電期間中に実施した対応およびリスク管理は、施設の構造・貯留余裕・降雨状況を踏まえ、適切に行われたものと考えます。

Q4 登龍峠通行止め期間中の施設管理

登龍峠が長期間通行止めとなる中で、

- ① 施設管理体制はどのように維持したのか。
- ② 水・電力・燃料等の補給はどのような方法で行ったのか。
- ③ 緊急時対応要員の確保はどのように行ったのか。

について説明してください。

A4 ① 施設管理体制はどのように維持したのか

登龍峠が長期間通行止めとなった期間は、職員の安全確保を最優先とし、気象状況や道路状況に応じて施設への立入りを制限しながら、必要最小限の管理体制を維持しました。

具体的には、八丈支庁土木課からの道路状況の情報を踏まえ、倒木や落石の危険性が高い日は施設への立入りを禁止し、立入りが可能な日は、入退場時の連絡（チェックイン・チェックアウト）の義務化、単独行動の禁止（複数名での入場）、現場滞在時間の最小化（巡視・点検に限定）といった安全管理措置を講じたうえで、施設の巡視、浸出水の水位確認、設備状況の点検を行いました。

また、台風後は倒木や土砂の堆積により道路幅が大きく狭まり、道路・電力・通信などの復旧作業車両が優先して通行する必要がありました。このため、施設管理は通行可能な時間帯や状況を確認しつつ、巡視が実施できる範囲で段階的に行う運用としました。

② 水・電力・燃料等の補給はどのような方法で行ったのか

《水の補給について》

処分場には水道の供給がないため、敷地内のタンクへ給水（運搬）して生活用水を確保しています。通行止め期間中も、給水タンクには約5m³の水が貯まっていたことから、外部から補給する必要はありませんでした。

水は、施設内の計装機器の電極部の洗浄、薬品補充時の希釈、道路や重機の洗浄、施設清掃、職員の生活用水（トイレ等）として使用しています。また、管理棟には屋根雨水をろ過・貯留して利用できる設備があり、飲料水には使えないものの、これらの用途を補うことができます。

飲料水については、災害時に備えて「災害用長期保管水」（500mL ペットボトル×5 ケース）を備蓄していますが、今回の災害では使用の必要はありませんでした。

通常、給水タンクへの補充は 2 か月に 1 回（約 2m³）の頻度で行っていますが、今回の通行止めを踏まえ、災害時でも必要量を確保できるよう、タンクを空にしない状態で補充する運用へ見直すなど、補給方法の調整を進めてまいります。

《電気の補給について》

処分場では、停電期間中に外部からの電力供給が途絶したため、電力の補給は、東京電力による応急送電（発電機車の派遣）により確保しました。

また、応急送電が開始されるまでの間、10月20日から数日間にわたり、施設側で整備・保管している小型発電機を用いて、仮設ポンプによる雨水の移送（原水ピットから調整槽）を実施しました。この小型発電機は、停電時に最低限の移送作業を行うために施設側で常時整備しているものであり、停電が長期化する中でも、埋立地内の貯留量増加を抑制するための応急対応として活用したものです。

なお、台風で破損した非常用発電機は、原水ピット流入扉（ゲート）閉鎖専用の短時間運転を目的とした設備であり、浸出水処理施設全体を稼働させる能力は有しておりません。今回の災害では、浸出水処理施設が長期間稼働できないという支障は生じましたが、小型発電機による仮設移送と発電機車による応急送電を組み合わせることで、必要な応急対応を継続しました。

今後は、今回の災害により明らかとなった課題を踏まえ、停電時でも原水ピットポンプを稼働できる能力を備えた非常用発電機の整備を進めるとともに、小型発電機についても定期的な点検・燃料管理を徹底し、災害時に確実に使用できる体制を構築してまいります。また、東京電力との間で応急送電に係る連絡手順や派遣条件を事前に整理し、停電発生時の対応が迅速に行えるよう運用手順の明確化を図ってまいります。

《燃料の補給について》

処分場では、停電期間中に浸出水処理施設を動かすための燃料は、東京電力が発電機車の運転に必要な燃料を持ち込み、現地で一体的に管理していたため、処分場側で補給を行う必要はありませんでした。

一方、処分場が備蓄している燃料は、原水ピットの流入扉（ゲート）を閉じるための非常用発電機用として確保しているほか、停電時に仮設ポンプを動かすための小型発電機にも使えるよう管理しています。

今回の災害では、非常用発電機が破損して使用できなかったため、備蓄燃料を実際に使う場面はありませんでしたが、小型発電機については、10月20日からの仮設移送作業で使用する状態を維持しており、必要に応じて活用できる体制を確保していました。

今後は、非常用発電機と小型発電機の双方で必要となる燃料量を踏まえ、平時から在庫管理を徹底し、停電が長引く場合でも応急対応を継続できるよう、管理方法の見直し

を進めてまいります。

③ 緊急時対応要員の確保はどのように行ったのか

緊急時の対応要員は、災害発生時に島内に滞在していた処分場管理受託業者（大勝組）の職員を中心に確保し、現地の安全を最優先しながら対応しました。受託業者が施設管理を一括して担っていることから、災害時の現地対応も同職員が主体となる体制としています。

台風接近時には危険区域への立入りを禁止し、入退場の連絡を義務付けることで、職員の所在把握と安全確保を徹底しました。道路が閉鎖されていた期間は、落石や再崩落の危険性が残っていたため、車両の通行が可能になった後も、危険性が高い時間帯の作業は控え、安全が確保できる範囲で必要最小限の確認にとどめました。また、停電で遠隔監視システムが一時停止したため、無理な立入りを避けつつ、受託業者と連携して状況を確認しました。

停電への対応では東京電力と連携し、発電機車の運転管理に必要な職員を同社が現地に配置することで、安全管理体制を確保しました。これらにより、危険性が高い状況でも、必要な応急対応を継続できる体制を維持しました。

今後は、受託業者（大勝組）が島内の災害対応を担う場面が多く、災害時の要員確保が不安定となる可能性があることを踏まえ、現在の緊急時の役割分担や連絡手順を委託者・受託者の双方で見直します。あわせて、複数名で対応できる勤務体制や応援体制についても協議を進めてまいります。

Q5 運用停止期間中の環境管理

処分場運用停止期間中における浸出水処理、水質管理および環境監視について、

- ① 実施内容
- ② 測定結果
- ③ 異常の有無
- ④ 住民への影響評価

を含め、測定データを添付の上説明してください。

A5 ① 実施内容

《浸出水管理》

- ・ 停電により原水ピットポンプが停止したため、浸出水は埋立地に一時貯留し、貯留余裕量の範囲内で安全に管理
- ・ 貯留量の増加状況については、受託業者と連絡を取りながら、危険性が低い時間帯に必要最小限の現地確認を実施
- ・ 外部流出の恐れがないことを確認

《応急送電下での処理運転》

- ・ 11月25日～12月18日の間、東京電力による発電機車の応急送電により、日中のみ浸出水処理施設を稼働
- ・ 処理量を調整しながら、貯留量の増加を抑制
- ・ 発電機車の運転管理は東京電力が現地要員等を配置して実施

《水質管理》

■ 停電期間

- ・ 停電により浸出水処理施設は稼働停止していたため、処理工程に関する計器監視は不要であり、遠隔監視システムの停止による影響はありませんでした。
- ・ 停電により原水ピットポンプが停止したため、浸出水は埋立地に一時貯留し、貯留余裕量の範囲内で安全に管理
- ・ 一方で、浸出水の外部流出防止の観点から、道路閉鎖や落石危険により現地確認が制限される中でも、安全が確保できる時間帯に限定して以下の必要最小限の確認を実施
 - 埋立地の浸出水貯留状況の目視確認
 - 外部流出の有無の確認
 - 周辺での濁水・悪臭等の異常の有無の確認

■ 応急送電期間

- ・ 11月25日～12月18日の応急送電期間中は、日中のみ浸出水処理施設を稼働

- ・ 処理工程の初期安定化を図るため、再稼働後 1 週間は、応急送電期間と同様に pH・EC・COD の手分析を継続実施
- ・ 異常値がないことを確認しつつ、処理量や運転条件を調整、貯留量の増加を抑制

＜環境監視＞

- ・ 月例採水を通常どおり実施（水処理施設が停止している期間（応急稼働以外）については、放流水の採水は対象外）

② 測定結果

応急送電期間に実施した手分析（pH・EC・COD）および月例採水による測定結果は以下のとおりです。

表 1 「応急送電期間の処理水手分析データ(pH・EC・COD)」

日付	時間	pH	電気伝導率 (mS/m)	COD(パック) (mg/ℓ)
11 月 25 日	12:50	8.00	176	3.0
11 月 26 日	14:20	7.21	166	3.0
11 月 27 日	13:00	7.20	159	2.0
11 月 28 日	10:30	7.20	162	2.0
12 月 1 日	15:00	7.21	158	2.0
3 月 17 日	15:00	7.85	175	4.0
3 月 18 日	13:00	7.22	165	3.0
3 月 19 日	10:00	7.25	154	2.0
3 月 20 日	11:00	7.35	170	2.0
3 月 23 日	10:00	7.30	165	2.0

表2 ≪月例採水の分析結果≫ モニタリング井戸(上流側)

項 目		単位	①-1 地 下 水 上 流												基準値 (mg/L以下)
			4月8日	5月7日	6月11日	7月4日	8月4日	9月16日	10月6日	11月27日	12月18日	1月9日	2月6日	3月24日	
1	アルキル水銀	mg/L	検出せず	-	-	検出せず	-	-	検出せず	-	-	検出せず	-	-	検出されないこと
2	総水銀	mg/L	0.0005 未満	-	-	0.0005 未満	-	-	0.0005 未満	-	-	0.0005 未満	-	-	0.0005
3	カドミウム	mg/L	0.0003 未満	-	-	0.0003 未満	-	-	0.0003 未満	-	-	0.0003 未満	-	-	0.003
4	鉛	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.01
5	六価クロム	mg/L	0.01 未満	-	-	0.01 未満	-	-	0.01 未満	-	-	0.01 未満	-	-	0.02
6	砒素	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.01
7	全シアン	mg/L	検出せず	-	-	検出せず	-	-	検出せず	-	-	検出せず	-	-	検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出せず	-	-	検出せず	-	-	検出せず	-	-	検出せず	-	-	検出されないこと
9	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.01
10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.01
11	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	-	-	0.002 未満	-	-	0.002 未満	-	-	0.002 未満	-	-	0.02
12	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	-	-	0.0002 未満	-	-	0.0002 未満	-	-	0.0002 未満	-	-	0.002
13	クロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	-	-	0.0002 未満	-	-	0.0002 未満	-	-	0.0002 未満	-	-	0.002
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	-	-	0.0004 未満	-	-	0.0004 未満	-	-	0.0004 未満	-	-	0.004
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.1
16-1	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.04
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	1
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	-	-	0.0006 未満	-	-	0.0006 未満	-	-	0.0006 未満	-	-	0.006
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	-	-	0.0002 未満	-	-	0.0002 未満	-	-	0.0002 未満	-	-	0.002
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.01
21	チウラム	mg/L	0.0006 未満	-	-	0.0006 未満	-	-	0.0006 未満	-	-	0.0006 未満	-	-	0.006
22	シマジン	mg/L	0.0003 未満	-	-	0.0003 未満	-	-	0.0003 未満	-	-	0.0003 未満	-	-	0.003
23	チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	-	-	0.002 未満	-	-	0.002 未満	-	-	0.002 未満	-	-	0.02
24	セレン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.01
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.20	-	-	0.50	-	-	1.70	-	-	0.30	-	-	10
26	ふっ素	mg/L	0.05 未満	-	-	0.05 未満	-	-	0.05 未満	-	-	0.05 未満	-	-	0.8
27	ほう素	mg/L	0.1 未満	-	-	0.1 未満	-	-	0.1 未満	-	-	0.1 未満	-	-	1
28	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	-	-	0.005 未満	-	-	0.005 未満	-	-	0.005 未満	-	-	0.05
29	水素イオン濃度(pH)	-	6.9	6.7	7.2	7.1	6.9	7.0	6.8	7.1	7.2	7.2	7.3	7.3	-
30	電気伝導率	mS/m	5.6	6.7	8.2	10.4	11.4	13.6	11.9	9.8	10.5	9.1	10.1	17.1	-
31	塩化物イオン	mg/L	4.3	7.8	4.1	4.2	3.9	5.0	6.6	8.5	8.9	8.1	9.1	27.0	-
32	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	-	-	-	0.037	-	-	-	-	-	0.019	-	-	1(pg-TEQ/L)

表3 ≪月例採水の分析結果≫ モニタリング井戸(下流側)

表3 各月例採水の分析結果（モニタリング井戸（下流側））															基準値 (mg/L以下)
項 目		単位	4月8日	5月7日	6月11日	7月4日	8月4日	①-2 地下水 底部							
								9月29日	10月6日	11月27日	12月18日	1月9日	2月6日	3月24日	
1	アルキル水銀	mg/L	検出せず	-	-	検出せず	-	-	検出せず	-	-	検出せず	-	-	検出されないこと
2	総水銀	mg/L	0.0005 未満	-	-	0.0005 未満	-	-	0.0005 未満	-	-	0.0005 未満	-	-	0.0005
3	カドミウム	mg/L	0.0004	-	-	0.0003 未満	-	-	0.0006	-	-	0.0003 未満	-	-	0.003
4	鉛	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.007	-	-	0.001 未満	-	-	0.01
5	六価クロム	mg/L	0.01 未満	-	-	0.01 未満	-	-	0.01 未満	-	-	0.01 未満	-	-	0.02
6	砒素	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001	-	-	0.001 未満	-	-	0.01
7	全シアン	mg/L	検出せず	-	-	検出せず	-	-	検出せず	-	-	検出せず	-	-	検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出せず	-	-	検出せず	-	-	検出せず	-	-	検出せず	-	-	検出されないこと
9	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.01
10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.01
11	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	-	-	0.002 未満	-	-	0.002 未満	-	-	0.002 未満	-	-	0.02
12	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	-	-	0.0002 未満	-	-	0.0002 未満	-	-	0.0002 未満	-	-	0.002
13	クロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	-	-	0.0002 未満	-	-	0.0002 未満	-	-	0.0002 未満	-	-	0.002
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	-	-	0.0004 未満	-	-	0.0004 未満	-	-	0.0004 未満	-	-	0.004
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.1
16-1	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.04
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	1
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	-	-	0.0006 未満	-	-	0.0006 未満	-	-	0.0006 未満	-	-	0.006
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	-	-	0.0002 未満	-	-	0.0002 未満	-	-	0.0002 未満	-	-	0.002
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.01
21	チウラム	mg/L	0.0006 未満	-	-	0.0006 未満	-	-	0.0006 未満	-	-	0.0006 未満	-	-	0.006
22	シマジン	mg/L	0.0003 未満	-	-	0.0003 未満	-	-	0.0003 未満	-	-	0.0003 未満	-	-	0.003
23	チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	-	-	0.002 未満	-	-	0.002 未満	-	-	0.002 未満	-	-	0.02
24	セレン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.01
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.20	-	-	1.20	-	-	0.50	-	-	0.90	-	-	10
26	ふっ素	mg/L	0.05 未満	-	-	0.05 未満	-	-	0.05 未満	-	-	0.05 未満	-	-	0.8
27	ほう素	mg/L	0.1 未満	-	-	0.1 未満	-	-	0.1 未満	-	-	0.1 未満	-	-	1
28	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	-	-	0.005 未満	-	-	0.005 未満	-	-	0.005 未満	-	-	0.05
29	水素イオン濃度(pH)	-	7.2	7.2	7.2	7.6	7.4	7.7	7.3	7.4	7.4	7.5	7.9	7.3	-
30	電気伝導率	mS/m	32.7	34.2	29.2	41.8	39.7	42.0	50.3	34.8	39.9	36.2	22.1	35.4	-
31	塩化物イオン	mg/L	13.0	13.0	9.3	15.0	32.0	4.2	6.2	12.0	10.0	19.0	11.0	16.0	-
32	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	-	-	-	0.017	-	-	-	-	-	0.016	-	-	1(pg-TEQ/L)

表 4 ≪月例採水の分析結果≫処理水(放流水)

項 目		③ 放 流 水													基準値 (mg/L以下)
		単位	4月8日	5月7日	6月11日	7月4日	8月4日	9月16日	10月6日	11月27日	12月18日	1月9日	2月6日	3月24日	
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出せず	-	-	検出せず	-	-	検出せず	-	-	-	-	-	検出されないこと
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	-	-	0.0005 未満	-	-	0.0005 未満	-	-	-	-	-	0.005
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	-	-	0.0003 未満	-	-	0.0003 未満	-	-	-	-	-	0.03
4	鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	-	-	0.01 未満	-	-	0.01 未満	-	-	-	-	-	0.1
5	有機燐化合物	mg/L	0.1 未満	-	-	0.1 未満	-	-	0.1 未満	-	-	-	-	-	1
6	六価クロム化合物	mg/L	0.01 未満	-	-	0.01 未満	-	-	0.01 未満	-	-	-	-	-	0.5
7	砒素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	-	-	-	0.1
8	シアン化合物(全シアン)	mg/L	0.1 未満	-	-	0.1 未満	-	-	0.1 未満	-	-	-	-	-	1
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.0005 未満	-	-	0.0005 未満	-	-	0.0005 未満	-	-	-	-	-	0.003
10	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	-	-	-	0.1
11	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	-	-	-	0.1
12	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	-	-	0.002 未満	-	-	0.002 未満	-	-	-	-	-	0.2
13	四塩化炭素	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	-	-	-	0.02
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	-	-	-	0.04
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	-	-	-	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	-	-	-	0.4
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	-	-	-	3
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	-	-	-	0.06
19	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	-	-	-	0.02
20	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	-	-	0.005 未満	-	-	0.005 未満	-	-	-	-	-	0.5
21	チウラム	mg/L	0.006 未満	-	-	0.006 未満	-	-	0.006 未満	-	-	-	-	-	0.06
22	シマジン	mg/L	0.003 未満	-	-	0.003 未満	-	-	0.003 未満	-	-	-	-	-	0.03
23	チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	-	-	0.02 未満	-	-	0.02 未満	-	-	-	-	-	0.2
24	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	-	-	-	0.1
25	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	-	-	-	0.1
26	ほう素及びその化合物	mg/L	1.0 未満	-	-	1.0 未満	-	-	1.0 未満	-	-	-	-	-	50
27	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.5 未満	-	-	0.5 未満	-	-	0.5 未満	-	-	-	-	-	15
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	2.0	-	-	2.4	-	-	2.2	-	-	-	-	-	200
29	水素イオン濃度(pH)	-	7.6	7.5	7.6	7.5	7.3	7.6	7.7	7.5	7.5	-	-	7.5	5.8～8.6※
30	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.8	0.9	0.9	0.5 未満	-	-	1.1	10※
31	化学的酸素要求量(CODMn)	mg/L	2.1	1.9	2.4	2.9	2.4	0.7	1.6	4.7	2.0	-	-	1.5	10※
32	浮遊物質(SS)	mg/L	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満	1.0 未満	-	-	1.0 未満	10※
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	2.0 未満	-	-	2.0 未満	-	-	2.0 未満	-	-	-	-	-	5
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	2.0 未満	-	-	2.0 未満	-	-	2.0 未満	-	-	-	-	-	30
35	フェノール類含有量	mg/L	0.5 未満	-	-	0.5 未満	-	-	0.5 未満	-	-	-	-	-	5
36	銅含有量	mg/L	0.1 未満	-	-	0.1 未満	-	-	0.1 未満	-	-	-	-	-	3
37	亜鉛含有量	mg/L	0.1 未満	-	-	0.1 未満	-	-	0.1 未満	-	-	-	-	-	2
38	溶解性鉄含有量	mg/L	0.1 未満	-	-	0.1 未満	-	-	0.1 未満	-	-	-	-	-	10
39	溶解性マンガン含有量	mg/L	0.1 未満	-	-	0.1 未満	-	-	0.1 未満	-	-	-	-	-	10
40	クロム含有量	mg/L	0.05 未満	-	-	0.05 未満	-	-	0.05 未満	-	-	-	-	-	2
41	大腸菌群数	CFU/mL	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	-	-	10 未満	800
42	窒素含有量	mg/L	2.1	2.4	2.1	3.0	3.6	2.5	2.2	1.8	1.9	-	-	1.3	10※
43	磷含有量	mg/L	0.53	-	-	0.20	-	-	0.51	-	-	-	-	-	16
44	電気伝導率	mS/m	197	225	220	248	341	277	183	169	261	-	-	269	-
45	塩化物イオン	mg/L	710	620	590	710	880	750	540	470	1000	-	-	740	-
46	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	-	-	-	0.00028	33-	-	-	-	-	-	-	-	10(pg-TEQ/L)

※ 印は維持管理計画の規制値(排出基準値は、BOD:60mg/ℓ、CODMn:90mg/ℓ、SS:60mg/ℓ、T-N:120mg/ℓ)

③ 異常の有無

運用停止期間中と応急送電期間中に実施した水質測定、現地確認、月例採水の結果、浸出水・地下水・放流水・周辺環境のいずれにおいても異常は確認されていません。

④ 住民への影響評価

運用停止期間中と応急送電期間中に実施した水質測定、現地確認、月例採水の結果、浸出水・地下水・放流水・周辺環境のいずれにおいても異常は確認されておらず、住民の生活環境への影響は生じていません。

Q6 地盤調査と安全対策

山上・山腹に汚染物質を設置・保管するに当たり、地盤の安定性を確認するための詳細な地盤調査は当然の前提条件である。今回、激甚災害の指定を受けた台風 22 号、23 号・豪雨による地形変化や流出リスクに関する調査は実施しているのか。実施している場合は、その結果と安全対策の根拠を具体的に示してください。

A6 処分場では、供用開始以降、2 年ごとに実施している「残余容量調査測量」により、「施設全体の水平方向・垂直方向の変位量」を継続的に確認しています。令和 5 年度までの測量結果では、累積変位はいずれも極めて小さく、地盤の安定性に問題はないとの評価を測量実施者から得ています。

令和 7 年度に予定していた測量は、台風 22 号・23 号による激甚災害級の影響（長期停電、施設損傷、復旧作業の優先化など）により実施が困難となったため、令和 8 年度に実施する予定です。

また、台風 22 号・23 号の通過後には、職員および管理受託業者による現地での目視確認を行い、法面、排水施設、擁壁などに損傷や異常がないことを確認しました。

なお、これらの確認は災害直後の応急的な安全確認として実施したものであり、地盤の長期的な安定性については、今後も残余容量調査測量における基準点の変位監視により継続的に把握してまいります。

※「施設全体の水平方向および垂直方向の変位量」

処分場内に設置した複数の基準点（測量用の固定点）について、X・Y・Z の三次元座標を精密に計測。この基準点の座標を経年的に比較することで、施設全体の水平方向（X・Y 方向）および垂直方向（Z 方向）の変位量を把握し、地盤の安定性を継続的に確認。

図 9「令和 5 年度 変位観測結果一部抜粋

（令和 3 年度と令和 5 年度の比較）」



本図は令和3年度を基準とした令和5年度調査時の変位量である。
測定年月日＝令和5年2月15日

令和3年調査年度 座標及び標高一覧表

測点名	X 座標	Y 座標	標高
B-8	-320604.961	474.003	401.009
CHK1	-320609.071	474.901	401.007
CHK2	-320618.623	477.138	399.531
CHK3	-320629.359	479.625	397.875

令和5年調査年度 座標及び標高一覧表

測点名	X 座標	Y 座標	標高
B-8	-320604.959	474.004	401.004
CHK1	-320609.066	474.900	401.001
CHK2	-320618.619	477.138	399.526
CHK3	-320629.353	479.627	397.871

2. 防災システムの有効性について

Q7 今回の災害において、防災システムおよび危機管理体制は十分に機能したのでしょうか。

- ① 事前に想定していた災害規模はどの程度だったのか。
- ② 今回の災害はその想定範囲内だったのか、想定を超えるものだったのか。
- ③ 機能しなかった設備や計画はなかったのか。
- ④ 今後見直しが必要な項目は何か。

について明確に説明してください。

A7 ① 事前に想定していた災害規模はどの程度だったのか

処分場では、豪雨時に埋立地へ流入する雨水量を最も重要な災害リスクと位置づけ、2019年に観測された最大降雨量 968.5mm を基準とした豪雨規模を設定していました。

最終処分場では、降雨量が浸出水の発生量を直接決定し、豪雨時には埋立地内の貯留量不足や排水施設的能力超過につながるため、災害リスクの中で最も重要な要因となります。また、八丈島処分場のような山間部の処分場では特に雨水が集中しやすく、雨量が安全性を左右する最大の要因となります。

このため、埋立計画（雨水対策計画）では、降雨量と埋立地への雨水貯留量を主要な指標として設定し、最大降雨量 968.5 mm を基準に必要貯留量を 5,600 m³ と算定しています。さらに、この計画では必要貯留量に対し、STEP1 の段階で 11,730 m³（必要貯留量の約 2 倍）の貯留容量を確保しており、豪雨時に対して十分な安全余裕を持った計画となっています。

② 今回の災害はその想定範囲内だったのか、想定を超えるものだったのか

台風 22 号・23 号による各台風単体の降雨量そのものは、埋立計画で設定していた最大降雨量（2019 年の 968.5 mm）と必要貯留量（5,600 m³）の範囲内でした。また、処分場では必要貯留量の約 2 倍にあたる 11,730 m³ の貯留容量を確保しており、豪雨

に対しては十分な余裕を持った状態でした。

一方で、今回の災害では、長期停電により水処理施設が稼働できず、排水が全く行えない状態が最長で約3か月間継続しました。（10/9～11/24:約1.5か月、12/19～3/17:約3か月）埋立計画では、排水設備が通常どおり稼働していることを前提に必要な貯留量（5,600 m³）を算定しており、排水不能のまま複数月分の降雨が累積する状況は算定外となります。

このため、計画で確保した貯留容量（必要貯留量の2倍である11,730 m³）の範囲内であったものの、排水不能のまま複数月分の降雨を一時貯留としたことは、「想定を超える状態」が発生したものと位置付けられます。

※ 想定を超える状態であったものの、浸出水の外部流出や環境への影響といった重大事象は発生していません。

③ 機能しなかった設備や計画はなかったのか

今回の災害では、埋立地本体（法面、遮水シート、側溝等）の構造物は、台風通過後に実施した目視点検の範囲では、損傷や機能不全は確認されておらず、施設の基本的な安全性は維持されていました。

なお、遮水シートの遮水機能の確認については、地下水モニタリング井戸による水質検査が正規の監視手法であり、今回の災害後の地下水データにおいても異常は確認されていませんが、より詳細な確認を行うため、令和9年度に漏洩電流式漏水検知法による専門的な検査を実施する予定です。

一方で、今回の災害で実際に機能しなかったのは、長期停電により浸出水処理施設へ給電する手段がなく、排水機能が長期間にわたり停止した点です。

このため、設備面では「浸出水処理施設への電源喪失」が発生し、計画面では「排水設備が稼働している前提と異なる条件下で貯留が累積した」点が、今回の災害で影響を受けた部分です。

④ 今後見直しが必要な項目は何か

今回の災害では、長期停電により排水機能が停止し、内部貯留によって対応せざるを

得ない状況が長期化しました。また、受託者の災害対応要員の確保が不安定となる可能性や、停電時に通信手段が途絶することによる情報共有の遅れなど、運用面・危機管理面でも課題が明らかになりました。

このため、大雨時における埋立地への雨水貯留を基本とする現行方針を維持しつつ、以下の項目について見直しが必要であると整理しています。

- (1) 停電時における内部貯留期間の短縮に向けた運用改善
- (2) 災害時の要員確保と危機管理体制の強化
- (3) 通信手段の確保

3. 今後の課題と再発防止策について

Q8 今回の災害対応を検証した結果として、

- ① 明らかになった課題
- ② 課題への具体的対策
- ③ 実施時期および予算措置

を示してください。「今後検討する」といった抽象的な回答ではなく、具体的な実施計画の提示を求めます。

A8 Q8・A8の内容は、前問（A7④）で示した「今後見直しが必要な項目」と重複する部分がありますので、A8では災害対応の検証結果として、同項目を「①課題」として再整理し、あわせて「②具体的対策」と「③実施時期・予算措置」を示します。

① 明らかになった課題

（1）停電時における内部貯留期間の短縮に向けた運用改善

今回の災害では、長期停電により排水機能が停止し、施設内で水をためて対応する「内部貯留」の状態が続きました。現行の計画では、停電時には埋立地へ一時的に貯留することを前提としていますが、貯留量や貯留期間はできる限り少なくしたいところです。

しかし、原水ピットから調整槽へ水を移送することができなかったため、貯留水位を下げる手段が限られ、内部貯留に依存する期間が想定より長くなりました。こうした状況から、停電時の内部貯留期間を短縮するための運用体制が十分ではなかったことが、今回の災害で明らかになりました。

（2）災害時の要員確保と危機管理体制の強化

今回の災害対応では、処分場管理受託者である大勝組の職員が確保され、現地での対応に支障はありませんでした。

しかし、大勝組は島内の災害対応を担う場面が増えており、今後の災害時には島内に

十分な職員を確保できない可能性があることが明らかになりました。特に、複数の災害が同じ時期に発生した場合や、島外での応援要請が重なった場合には、必要な人数を安定して確保できないリスクがあります。

このため、災害時に複数名で対応できる体制を平時から確保し、職員配置の安定性を高める必要があることが、今回の災害を通じて課題として認識されました。

(3) 通信手段の確保

今回の災害では、台風通過直後に島内の携帯電話がつながりにくい状況が発生し、委託者と処分場管理受託者との連絡が円滑に行えない時間帯がありました。

また、停電の影響で遠隔監視システムの計装機器データや監視カメラ映像の通信が途絶し、処分場の状況を遠隔で確認することができなくなりました。このため、現場の状況把握や対応判断に必要な情報が十分に得られず、災害時の情報共有に支障が生じました。

こうした状況から、停電時や通信障害時でも確実に連絡・情報共有ができる通信手段を平時から確保する必要があることが、今回の災害で明らかになりました。

② 課題への具体的対策

(1) 停電時における内部貯留期間の短縮に向けた運用改善

停電時に内部貯留期間が長くなった課題に対しては、まず、原水ピットポンプを稼働できる容量を備えた非常用発電機へ更新し、停電時でも原水ピットから調整槽へ確実に浸出水を移送できる体制を整えます。

また、この移送機能を十分に発揮するためには、調整槽に一定の空き容量が確保されていることが前提となるため、平常時から調整槽の水位を低く保つ運転管理を徹底します。

これらにより、停電時の内部貯留期間をできる限り短縮し、災害時でも柔軟に対応できる運用体制を構築します。

(2) 災害時の要員確保と危機管理体制の強化

災害時の要員確保が不安定となる可能性に対応するため、処分場管理受託者である大

勝組と協議を行い、災害発生時に複数名で対応できる体制を平時から確保することを確認します。

具体的には、島内で災害対応が重なった場合でも、処分場管理に必要な職員を優先的に確保できるよう、勤務体制や応援体制の整理について協議を進めます。

また、技術支援業務を受託している共和メンテナンスについても、災害時に必要な技術支援要員を確保できるよう要請し、必要に応じて島外から応援要員を派遣できる体制について調整します。

これらの取り組みにより、災害時でも安定して現地対応が行える要員体制の確保を図ります。

(3) 通信手段の確保

停電時に携帯電話がつながりにくくなったことや、遠隔監視システムの計装機器データおよび監視カメラ映像が途絶したことを踏まえ、災害時でも確実に連絡・情報共有が行える通信手段を確保する必要があります。

このため、停電や通信障害の影響を受けにくい 衛星電話 を導入し、委託者・受託者間の緊急連絡手段として活用できる体制を整備します。

また、遠隔監視システムの通信確保に向けて、スターリンク等の衛星通信回線 の導入を検討し、停電時でも計装データや監視カメラ映像を継続して取得できる環境を構築します。

これらの対策により、災害時の情報共有の確実性を高め、初動対応の迅速化を図ります。

③ 実施時期および予算措置

今回示した対策は、いずれも災害時の対応力を高めるうえで有効なものですが、台風被害に伴う復旧費用が今後増加する可能性があり、町の事業の一部では延期や見直しが生じることも考えられます。こうした状況を踏まえると、現時点で具体的な実施時期を確定することは難しく、財政状況や復旧の進捗を見極めながら検討していく必要があります。

また、今回の対策は、現行の運転管理が一定程度機能している中で、さらなる安全性

を高めるための追加的な措置であることから、通常の補修・維持管理とあわせて、全体の更新計画の中で位置づけを検討することが適当と考えています。

このため、非常用発電機の更新や衛星通信設備の導入など、一定の予算を要する対策については、令和9年度以降の更新・補修計画の中で、財政状況を踏まえつつ順次実施する方向で検討します。

一方、調整槽の水位管理の徹底や、災害時の要員確保に向けた受託者・技術支援業者との協議など、運用面での改善については、順次取り組んでまいります。ただし、協議の内容によっては必要な要員体制の確保に伴い委託費用が増加する可能性があるため、その場合は町の財政状況や復旧の進捗を踏まえながら適切に対応します。

以上のとおり、予算措置を伴う対策は中期的な計画の中で実施時期を調整し、費用を伴わない改善については順次取り組む方針です。

なお、委員からは具体的な実施計画の提示を求められていますが、現時点では財政状況や復旧の進捗が不透明であり、実施時期を確定的に示すことが難しい状況です。この点につきましては、ご期待に沿う形での回答とならず恐縮ですが、今後の状況を踏まえつつ、実施可能な時期を検討してまいります。

4. 非常時における情報共有体制について

Q9 運営委員に対する情報提供は10月30日付の開催延期通知のみであり、災害の実態や施設の状況について適時の情報共有は行われませんでした。運営委員は住民代表であり、重大災害発生時には迅速な情報共有が不可欠です。今回の対応が適切だったと考えているのか見解を示してください。

また、今後は災害発生時に運営委員へ定期的に情報提供を行う仕組みを運営協議会として構築することを提案します。具体的な情報共有体制案を示してください。

A9 今回の災害では、島内全域で停電・断水が発生し、多くの町民が被害を受けていたほか、道路の通行止めや通信障害により、現場の状況把握や安全確保を最優先に対応せざるを得ない状況でした。このため、運営委員の皆様へ定期的に情報提供を行える体制ではなく、10月30日付の開催延期通知が可能となった最も早い段階での対応でした。

今後の情報共有体制については、災害対応の妨げとならない範囲で、以下のような仕組みを提案します。

① 災害発生時に提供する情報項目

- ・ 処分場の被害状況（停電・断水・道路状況など、把握できた範囲）
- ・ 今後の見通し（把握できた範囲での復旧状況や対応方針）

② 情報提供のタイミング

- ・ 初動対応が一段落し、状況が一定程度把握できた段階

※ 委員の皆様への情報提供は、被害状況の把握に加え、東京都・八丈支庁・島内関係機関への報告・調整が一巡し、提供可能な情報が整理できた段階を目安として実施します。なお、この時期は災害の規模や被害状況、道路・通信状況等により変動します。今回の台風被害では、関係機関への報告・調整が一巡したのは10月30日（台風23号通過後 約16～17日）が最短となっています。

③ 情報提供の方法

- ・ 通信手段が確保されている場合は、メール等により速報的に提供（一斉連絡を必ず行うものではなく、希望者への任意提供）
- ・ 可能な範囲で個別の問い合わせに対応(②の情報提供タイミングにかかわらず、状況に応じて対応)
- ・ 状況が安定した段階で、委員全体へ取りまとめた情報を提供

5. 運営協議会要綱の見直しについて

Q10 運営協議会要綱には、「委員はその 3 分の 2 以上の多数が必要と認めるときはいつでも座長に会議の招集を求めることができる」と規定されています。

しかし、今回のような緊急事態においては、3 分の 2 という要件は高すぎると考えます。住民の不安解消および迅速な情報共有を可能とするため、招集要件を「委員の過半数」に緩和するよう要綱改正を提案します。事務局および管理者の見解を求めます。

A10 「運営協議会は意思決定機関ではなく、情報共有や意見交換を行う場として制度上位置付けられており、緊急時に多数の委員を招集する必要性は制度上高くない」というのが、これまでの運用上の考え方でした。また、委員の皆様から個別にお問い合わせをいただいた際には、事務局が随時情報提供を行ってきており、会議招集によらずとも必要な情報共有が継続的に実施されてきました。

一方で、ご意見いただきましたとおり、招集要件を「委員の過半数」に緩和すること自体は、迅速な情報共有や意見交換ができるという観点から一定の合理性があると考えます。

しかし、災害発生時においては、住民の安全確保、避難対応、ライフライン復旧、関係機関との調整など、自治体として最優先で取り組むべき業務が多数あります。特に、本運営協議会の座長である八丈町住民課長は、町の災害対応の中心的役割を担っており、災害初動期に会議招集が重なることは、災害対応そのものに支障を生じさせるおそれがあります。

以上を踏まえますと、招集要件を過半数に緩和する場合であっても、「災害時または災害対応が継続している期間は、招集要件を適用しない」あるいは「災害時は座長が招集の可否を判断する」といった追加要件を設ける必要があると考えます。

6. 処分場立地の妥当性および代替地検討について

今回の災害では長期間の通行止めおよび停電が発生し、処分場の維持管理に重大な支障が生じました。この事実は、現在地が災害時に極めて脆弱な立地であることを示しているのではないのでしょうか。

Q11 過去の説明との整合性

2008 年住民説明会において、当時の事務局長は、「十分な対策をしており、集中豪雨による被害はあり得ない」、「安全基準以上の対策を講じる必要はない」との趣旨の説明を行っています。今回の災害結果を踏まえ、この説明は妥当であったと考えているのか見解を求めます。

A11 ご指摘の平成 20 年（2008 年）の住民説明会における発言につきましては、建設前の段階であり、当時の逐語的な（忠実な）記録が残っていないことから、個々の表現の正確性を確認することは困難ですが、当時の技術基準や想定降雨量に基づき、必要な安全対策を説明したものと整理しています。

一方で、今回の災害では、島内全域で長期間の停電や道路の通行止めが発生し、水処理施設の停止やアクセス不能により維持管理に支障が生じました。これらは処分場における地形や構造に起因するものではなく、島全体のインフラ（電力・道路・通信）被害による影響であり、当時の説明内容と今回の災害結果が直接的に矛盾するものではありません。

今後につきましては、今回の災害で得られた課題を踏まえ、最新の知見や技術基準に基づき、関係機関と連携しながら必要な対策の強化を進めてまいります。

Q12 設計想定の妥当性

雨水処理施設は 1991 年～2007 年の降雨実績を基に設計されたとされています。しかし近年は異常気象が常態化し、建設当時の前提条件そのものが大きく変化しています。現在の気候条件においても安全性が確保されているとする根拠を示してください。

A12 当該水処理施設は、建設当時において、1991 年～2007 年（17 年間）の降雨実績を基に設計されています。これは、当時適用されていた国の技術基準である「一般廃棄物最終処分場技術指針（環境省）」、「一般廃棄物最終処分場構造基準・維持管理基準（廃棄物処理法施行規則）」に基づき、長期の降雨観測データ（10 年以上）を用いて浸出水量を算定するという標準的な手法に従ったものです。

近年の台風や局地的豪雨等に対応するため、令和 5 年 2 月に策定した「八丈島一般廃棄物管理型最終処分場埋立計画」では、処分場内で観測している最新の降雨データを用いて浸出水量や必要貯留容量の再評価を行い、豪雨時にも安全に対応できる埋立形状と排水計画を新たに構築しています。具体的には、2014 年以降の処分場雨量計の実測値と、1991 年からの長期降雨データを組み合わせ、31 年間の降雨実績に基づいて最大降雨量を再算定し、令和元年 7 月に観測された月降雨量 968.5mm を基準として必要な内部貯留量を設定しています。

この検討結果に基づき、埋立の進行に合わせて雨水排水面を確保し、埋立地内に十分な貯水容量を確保できるよう、仮最終覆土・最終覆土・土堰堤の配置を段階的に調整する計画としています。例えば、計画初期段階（STEP1）では、必要貯留量 5,600m³に対し、11,730m³の貯水容量を確保しており、豪雨時にも対応可能な余裕を持った構造となっています。以降の STEP でも、埋立の進行に応じて覆土面積や排水面の位置を調整し、豪雨時の浸出水発生量を抑制しつつ、必要な貯留容量を確保できるよう計画されています。

このように、埋立計画では、最新の観測データと気候条件を踏まえ、台風や局地的豪雨に対応できる埋立形状と排水計画を組み込むことで、現在の気象条件においても安全性が確保されるよう対策を講じています。

Q13 代替地検討の必要性

災害リスクが増大している現状を踏まえれば、現施設の延命のみを前提とするのではなく、代替地検討を開始すべき段階に来ていると考えます。代替地の検討を開始する意思があるのか、またその可能性について見解を求めます。

A13 ご指摘のとおり、近年は台風や局地的豪雨などの自然災害リスクが高まっており、最終処分場の安定的な運営を確保することは極めて重要です。

今回の災害では、島内全域でインフラ被害が発生し、処分場では登龍道路の法面崩落による通行止めや、同道路沿いの電線折損に伴う停電が長期化しました。閉鎖された区間は処分場以外に住宅や施設が存在しない区間であり、災害時の復旧において他の生活圏が優先されるため、処分場へのアクセスや電力復旧が相対的に遅れる結果となりました。

こうした状況は、災害時の復旧優先度や作業条件など複数の要因が重なって生じたものであり、処分場の地形や構造に起因するものではありません。このため、今回の災害結果をもって処分場の災害時における脆弱性の主な要因と位置づけることには慎重さが必要であると考えています。

また、令和5年2月に策定した埋立計画では、最新の降雨データを用いて豪雨時の貯留容量や排水計画を再評価し、現施設を前提とした安全性向上策を計画的に組み込んでいます。これらの対策を着実に実施し、現施設の安全性と機能を確保していくことが適切であると考えています。

今回の災害は、施設本体の安全性や機能に影響を及ぼす性質のものではなく、現施設の対策で対応可能な範囲であると整理しています。そのため、現時点で代替地の検討を開始すべき状況にはないと認識しています。（今回の災害結果は、現施設の安全性評価を変更するものではありません。）

ただし、気候変動の影響による異常気象の増加、関連法令や技術指針の改正、処分場技術の進展、廃棄物量の推移など、今後外部環境が変化し得ることも踏まえつつ、現施設の安全性確保を前提として必要な対策を継続してまいります。

7. オープン型最終処分場の閉鎖事例について

Q14 全国におけるオープン型最終処分場の閉鎖事例について、

- ① 閉鎖理由
- ② 閉鎖までの経緯
- ③ 住民対応
- ④ 閉鎖後の廃棄物処理体制
- ⑤ 閉鎖後の処分場状況(水質などの環境調査結果含む)

を示してください。また、それらの事例を踏まえ、本処分場について将来的な閉鎖や代替施設整備をどのように考えているのか説明を求めます。

A14 全国におけるオープン型最終処分場の閉鎖事例につきましては、廃棄物処理法等に基づく共通の枠組み（埋立容量の逼迫、埋立期間の満了、安全性の確保、閉鎖後の維持管理など）が存在する一方で、自治体ごとに立地条件、埋立方式、受入物の種類、周辺環境、住民意向、財政状況、上位計画の位置づけなどが大きく異なり、閉鎖の判断や対応手順は、各自治体固有の事情に左右されます。

また、閉鎖に至る経緯や住民対応、閉鎖後の環境モニタリング結果等は、自治体が個別に整理しているものであり、国や都道府県による統一的なデータベースや比較可能な統計が存在しません。

このため、全国の事例を一律に網羅し、共通の形式で比較・提示することは制度上も実務上も困難であり、ここでは一般的な傾向として、閉鎖に至る主要因や対応の枠組みを整理してご説明します。

① 閉鎖理由

埋立容量の逼迫や埋立期間の満了といった物理的要因に加え、周辺環境への影響懸念、上位計画（広域処理計画等）の見直しに伴う役割の変化などが挙げられます。これらは全国的に共通して見られる閉鎖の主要因です。

② 閉鎖までの経緯

閉鎖までの経緯としては、残余容量や埋立期間の見通しを踏まえ、一定の期間をかけて広域的な処理体制や代替施設の検討を行い、その結果に基づき段階的に受入制限や埋立終了を行うケースが一般的です。閉鎖に向けた準備期間を設け、関係自治体との調整や住民への説明を行いながら進めていくという流れが多く自治体で共通しています。

③ 住民対応

閉鎖に伴う環境影響や跡地利用、代替処理体制への不安等に対し、説明会の開催や資料配布などを通じて情報提供を行い、理解を得ながら進めている事例が多く見られます。

④ 閉鎖後の廃棄物処理体制

広域的な最終処分場への搬入、民間処分場の活用、資源化・減量化の一層の推進などを組み合わせて構築している例が一般的です。

⑤ 閉鎖後の処分場状況(水質などの環境調査結果含む)

閉鎖後の処分場状況については、廃棄物処理法等に基づき、一定期間、浸出水や周辺水質、ガス発生状況等の環境モニタリングを継続し、その結果を踏まえて管理の縮小・終了を判断している事例が多くなっています。

<処分場について将来的な閉鎖や代替施設整備をどのように考えているのか>

焼却灰の処理方法につきましては、エコセメント化をはじめとした新しい技術の動向について以前から注目しているところです。多摩地域で進められているエコセメント化など、埋立以外の技術は全国的にも導入が進みつつあり、将来的には焼却灰のリサイクルが主流となる可能性も指摘されています。

一方で、島嶼地域でこれらの技術を導入するためには、運搬費用や処理費用、受入先自治体との協定、東京都の補助制度や広域化計画との整合など、町村単独では判断できない要素が多く、まず東京都との協議・調整が不可欠です。一般廃棄物については「地

域で発生したごみは、その地域の自治体が責任を持って処理する」という原則が示されている一方、国は広域化・集約化を推進しており、その計画は都道府県が策定することとされています。

東京都においても現在、新たな広域化・集約化計画を策定中であり、現時点で具体的な内容は公表されていません。このため、新技術の導入や焼却灰の搬出を検討するにあたっては、東京都との情報共有や意見交換は既に行っているものの、島嶼地域では輸送条件・財政負担・協定締結の必要性など、本土自治体とは大きく異なる制約が存在します。こうした制約の有無は広域化計画の位置づけに直結するため、計画内容が未確定である現段階では、町村単独で具体的な方向性を判断できる状況にはないと考えています。

また、埋立可能期間には限りがあり、自然災害による災害廃棄物の発生などで残余年数が短縮する可能性も指摘されています。このため、全国的に最終処分場の延命化が重要な課題となっており、処分場を可能な限り長く使用していくことは国の方針でもあります。八丈島処分場においても、これまでの減量化・資源化の成果により埋立進捗率が約 20%にとどまっていることから、引き続き安全性を確保しながら長期的に活用していくことが合理的であると考えています。

以上を踏まえますと、現時点で処分場を直ちに閉鎖したり代替施設整備を進めたりする状況ではなく、国の方針とも整合的に、処分場を可能な限り長く活用していくことが適切であると考えています。焼却灰の処理方法や広域的な対応につきましては、費用負担や搬出先自治体との協定、東京都の広域化・集約化計画との整合など、町村単独では判断できない要素が多いため、東京都との協議・情報共有を継続しているところです。

今後も、国の動向、技術の進展、東京都の方針、島嶼地域全体の状況を踏まえながら、必要に応じて適切な対応を図ってまいります。

八丈島一般廃棄物管理型最終処分場運営協議会要綱

(目的)

第1条 八丈島一般廃棄物管理型最終処分場（以下「処分場」という。）周辺の環境を保全し、住民生活の安心及び安全を確保する観点から、処分場の管理運営等について確認又は協議することを目的として、八丈島一般廃棄物管理型最終処分場運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(確認及び協議事項)

第2条 運営協議会は、前条の目的を達成するために、処分場の管理運営に関することについて確認又は協議を行う。

(構成員)

第3条 運営協議会は次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 八丈町住民代表委員
 - (2) 八丈町議会代表委員
 - (3) 八丈町代表委員
 - (4) 東京都島嶼町村一部事務組合代表委員
- 2 前項第1号の委員は、八丈町長の助言に基づき、八丈町に住所を有する者（以下「住民」という。）のうちから9名の範囲で東京都島嶼町村一部事務組合管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。
- 3 第1項第2号の委員は、八丈町議会議長が指名した八丈町議会議員のうちから、2名の範囲で管理者が委嘱する。
- 4 第1項第3号の委員は、八丈町役場の廃棄物行政を担当する管理職の職にある職員に対し、管理者が委嘱する。
- 5 第1項第4号の委員は、東京都島嶼町村一部事務組合の事務を統括する管理職の職にある職員、処分場の管理を担当する管理職の職にある職員及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条の規定により処分場に置かれた技術管理者に対し、管理者が委嘱する。
- 6 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 7 管理者は、委員が欠けたときには補欠の委員に委嘱しなければならない。
- 8 前項の補欠の委員の委嘱については第2項から第5項の規定を準用する。
- 9 第7項の補欠の委員の任期は、欠けた委員の残りの任期とする。

(座長)

第4条 会議の議事進行を図るため座長を置く。

- 2 前項の座長には八丈町代表委員を充てる。
- 3 第1項の座長が会議に出席できない場合（前条第7項に定める場合を除く。）には、八丈町役場の職員のうち座長が指名した者が八丈町代表委員として議事進行を行う。

（会議の開催）

第5条 運営協議会は年1回開催し、座長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、必要と認めるときはいつでも座長に会議の招集を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、委員はその3分の2以上の多数が必要と認めるときはいつでも座長に会議の招集を求めることができる。

4 会議は公開とする。ただし、座長が必要と認めるときはこれを非公開とすることができる。

（開催場所）

第6条 会議は八丈町で行う。

（事務局）

第7条 運営協議会の事務局は東京都島嶼町村一部事務組合に置く。

（報酬）

第8条 運営協議会の委員の報酬については、これを支給しない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関して必要な事項は、管理者がこれを定める。

附則 この要綱は、平成23年 7月29日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年10月 4日から施行する。